

(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃  
処理施設整備事業に係る環境影響評価書

令和5年2月

株式会社 シタラ興産



## 目 次

序章 環境影響評価書の目的と経緯	序-1
第1章 事業者の名称及び住所	1-1
1-1 事業者の名称及び代表者の氏名	1-1
1-2 主たる事務所の住所	1-1
第2章 対象事業の概要	2-1
2-1 対象事業の名称、種類及び目的	2-1
2-1-1 対象事業の名称	2-1
2-1-2 対象事業の種類	2-1
2-1-3 対象事業の目的	2-1
2-2 対象事業の概要	2-1
2-2-1 対象事業実施区域の位置	2-1
2-2-2 対象事業の計画	2-4
2-2-3 対象事業の実施期間	2-6
2-2-4 施設の配置	2-6
2-2-5 主要設備の概要	2-12
2-2-6 焼却物の組成	2-13
2-2-7 焼却残さの処理・処分	2-13
2-2-8 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画	2-14
2-2-9 給水計画・排水計画及び水質汚濁防止計画	2-15
2-2-10 騒音・低周波音、振動防止計画	2-18
2-2-11 悪臭防止計画	2-18
2-2-12 温室効果ガス発生抑制計画	2-18
2-2-13 車両運行計画	2-18
2-3 工事の概要	2-20
2-3-1 工事工程	2-20
2-3-2 工事用車両の走行ルート	2-21
2-3-3 工事中の環境保全計画	2-21
第3章 地域の概要	3-1
3-1 社会的状況	3-3
3-1-1 人口・産業	3-3
3-1-2 土地利用の状況	3-9
3-1-3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	3-14
3-1-4 交通の状況	3-18
3-1-5 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況	3-22
3-1-6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況	3-28
3-1-7 法令による指定及び規制等の状況	3-31
3-2 自然的状況	3-66
3-2-1 大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況	3-66

3-2-2	水象、水質、底質その他の水に係る環境の状況	3-83
3-2-3	土壌及び地盤の状況	3-90
3-2-4	地形及び地質の状況	3-95
3-2-5	動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況	3-98
3-2-6	景観、自然とのふれあいの場の状況	3-116
3-2-7	文化財その他の生活環境の状況	3-122
3-2-8	一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	3-125
3-2-9	その他環境等への負荷の状況	3-127
第4章	関係地域	4-1
4-1	環境に影響を及ぼす地域の基準	4-1
4-2	環境に影響を及ぼす地域	4-1
第5章	調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要	5-1
第6章	調査計画書についての知事の意見	6-1
6-1	事業計画について	6-1
6-2	調査、予測及び評価について	6-1
第7章	第5章及び第6章の意見についての事業者の見解	7-1
7-1	環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解	7-1
7-2	知事意見に対する事業者の見解	7-1
第8章	環境影響評価の調査項目及び調査方法	8-1
8-1	調査項目	8-1
8-2	調査、予測及び評価の方法	8-7
第9章	調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	9-1-1
9-1	大気質	9-1-1
9-2	騒音・低周波音	9-2-1
9-3	振動	9-3-1
9-4	悪臭	9-4-1
9-5	土壌	9-5-1
9-6	動物	9-6-1
9-7	植物	9-7-1
9-8	生態系	9-8-1
9-9	景観	9-9-1
9-10	自然とのふれあいの場	9-10-1
9-11	日照障害	9-11-1
9-12	電波障害	9-12-1
9-13	廃棄物等	9-13-1
9-14	温室効果ガス等	9-14-1

第 10 章 環境の保全のための措置	10-1
10-1 予測評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	10-1
10-1-1 大気質	10-2
10-1-2 騒音・低周波音	10-4
10-1-3 振動	10-6
10-1-4 悪臭	10-7
10-1-5 土壌	10-8
10-1-6 動物、植物及び生態系	10-9
10-1-7 景観	10-9
10-1-8 自然とのふれあいの場	10-10
10-1-9 日照阻害	10-10
10-1-10 電波障害	10-11
10-1-11 廃棄物等	10-11
10-1-12 温室効果ガス等	10-12
第 11 章 対象事業の実施による影響の総合的な評価	11-1
11-1 大気質	11-2
11-2 騒音・低周波音	11-8
11-3 振動	11-12
11-4 悪臭	11-15
11-5 土壌	11-17
11-6 動物	11-19
11-7 植物	11-20
11-8 生態系	11-22
11-9 景観	11-25
11-10 自然とのふれあいの場	11-30
11-11 日照阻害	11-32
11-12 電波障害	11-34
11-13 廃棄物等	11-36
11-14 温室効果ガス等	11-38
第 12 章 事後調査の計画	12-1
12-1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及び その理由	12-1
12-2 事後調査の方法等	12-4
12-3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合 の対応方針	12-17
12-4 事後調査の実施体制	12-17
第 13 章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地	13-1

第 14 章	準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要 .....	14-1
第 15 章	準備書についての知事の意見 .....	15-1
第 16 章	第 14 章及び第 15 章の意見についての事業者の見解 .....	16-1

## 序章 環境影響評価書の目的と経緯

### 1. 環境影響評価の目的

本書は、(仮称)株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例(平成6年、埼玉県条例第61号)」第6条の規定に基づき、令和4年4月8日付けで知事に提出した「(仮称)株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容等を踏まえて検討を行い、「(仮称)株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価書」(以下、「評価書」という。)として取りまとめたものである。

### 2. 評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯の概要は、表-1に示すとおりである。

表-1 環境影響評価手続きの経緯の概要

	事項	時期
調査計画書	調査計画書の提出	令和2年10月12日
	調査計画書の公告及び縦覧 (意見数1件)	令和2年10月16日～令和2年11月16日
	調査計画書説明会の開催 (深谷市、熊谷市)	令和2年10月29日、令和2年10月30日
	知事の意見	令和3年2月18日
	調査計画書の変更 ・環境影響評価項目及び現地調査地点の変更 ・事業計画の詳細記述及び環境影響評価項目の選定内容の変更	令和4年3月23日 申請 令和4年3月29日 承認
調査	環境影響評価に係る現地調査	令和2年9月1日～令和3年8月31日
準備書	準備書の提出	令和4年4月8日
	準備書等の公告及び縦覧 (意見数2件)	令和4年4月12日～令和4年5月12日
	準備書説明会の開催 (深谷市、熊谷市)	令和4年4月21日、令和4年4月22日
	見解書の作成等	令和4年5月30日 意見者へ送付
	公聴会の開催	令和4年7月28日
	知事の意見	令和4年10月28日
	準備書の変更 ・事業計画の詳細記述と環境影響評価の内容の変更	令和5年1月16日 申請 令和5年1月18日 承認
評価書	評価書の提出	令和5年2月

### 3. 評価書における準備書からの変更

準備書に対する住民等の意見及び知事意見を反映させるために、準備書の内容を再検討すると共に、記述の追加、修正を行った。主な追加、修正事項は表-3 に示すとおりである。また、調査計画書及び準備書から変更申請を行った承認得て変更した事項は以下に示すとおりである。なお、誤字、脱字等の軽微な訂正については記載していない。

表-2 追加・修正の区分

区分	内容
A	住民等の意見及び知事意見あるいは技術審議会の指摘事項に対応して追加・修正を行った。
B	内容の充実または分かりやすくするために、文章等の追加・修正を行った。
C	事業計画の変更に伴い、修正を行った。

表-3(1) 準備書からの主な追加・修正事項とその内容

項目	追加・修正内容	頁	区分
第2章 対象事業の概要 2-2 対象事業の概要 2-2-2 対象事業の計画 表 2-2-1 焼却施設の概要	排ガス量の詳細計算を行った結果、湿り排ガス量が 1m <sup>3</sup> 増加した。	2-4	C
2-2-8 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画 表 2-2-6 排ガスの諸元	排ガス量の詳細計算を行った結果、湿り排ガス量が 1m <sup>3</sup> 増加した。 住民からの要望及び技術審議会委員からの意見を受け、硫黄酸化物の規制基準に ppm 表記を併記した。 塩化水素濃度について ppm による濃度を記載していたため、mg/m <sup>3</sup> N による濃度を記載した。	2-14	C A B
2-2-9 給水計画・排水計画及び水質汚濁防止計画 2. 排水計画 図 2-2-6 給排水のフロー	雨水排水処理についてより詳細な記載とした。	2-15 ～ 2-16	B
第3章 地域の概況 3-1 社会的状況 3-1-7 法令による指定及び規制等の状況 9. 廃棄物	庁内調整会議からの意見を受け、埼玉県廃棄物処理基本計画の最新版を記載した。	3-60	A
第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9-1 大気質 9-1-2 予測 表 9-1-45 焼却処理施設の排出ガス等諸元	排ガス量の詳細計算を行った結果、湿り排ガス量が 1m <sup>3</sup> 増加した。	9-1-78	C
9-4 悪臭 9-4-2 予測 表 9-4-7 排出源の諸元	変更前の調査計画書の内容を記載していたため、最新の内容とした。表記のみ誤りであったため、予測結果に変更はない。	9-4-8	B

表-3(2) 準備書からの主な追加・修正事項とその内容

項目	追加・修正内容	頁	区分
9-6 動物 9-6-1 調査結果の概要 (4)昆虫類	技術審議会委員からの意見を受け、実際に調査を行っていないながら記載のみ抜けていたライトトラップについて記載した。調査結果等に変更はない。	9-6-3	A
9-7 植物 9-7-1 調査結果の概要 (3)植生の状況	技術審議会委員からの意見を受け、植生の状況に対する文章を一部修正した。	9-7-12	A
9-9 景観 9-9-2 予測 表 9-9-8(1)～表 9-9-8(3)	技術審議会委員からの意見を受け、フォトモンタージュの結果を変更した。また、その内容に合わせて、評価コメントを変更した。	9-9-22 ～ 9-9-24	A
9-13 廃棄物等 9-13-1 予測 (1)廃棄物	技術審議会委員からの意見を受け、高いリサイクル率を実現するための方法について記載を追加した。	9-13-2	A
第 11 章 対象事業の実施による影響 の総合的な評価 11-3 振動 3. 評価結果の概要	施設の稼働(工場振動)の評価結果が抜けていたため追記した。	11-14 ～ 11-15	B
11-9 景観 2. 予測結果の概要	技術審議会委員からの意見を受け、フォトモンタージュの結果を変更した。また、その内容に合わせて、評価コメントを変更した。	11-28	A
11-13 廃棄物等 1. 予測結果の概要	技術審議会委員からの意見を受け、高いリサイクル率を実現するための方法について記載を追加した。	11-37	A
11-13 廃棄物等 2. 評価結果の概要	技術審議会委員からの意見を受け、保全目標の文章を変更した。	11-38	A

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書  
様式第5号(1)(第21条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書

令和4年3月23日

(あて先)

埼玉県知事

事業者の名称 株式会社シタラ興産  
代表者名 代表取締役 設楽 竜也  
所在地 埼玉県深谷市折之口 1788-1  
電話番号 048-574-0310

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続き等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	(仮称)株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業
行わない手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ( )
申請理由	調査計画書について知事意見等を勘案・配慮するとともに、現地の状況、施設計画の進捗及び事業内容の具体化を踏まえ、調査、予測及び評価の内容を検討し変更したため。

変更内容検討書

様式第4号(1)(第21条関係)

変更内容検討書

令和4年3月23日作成

1 対象事業の名称

(仮称)株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業

2 変更の内容

表-1 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の内容	変更後の内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2-2 対象事業の概要	別紙1参照	別紙1参照	調査計画書P5 表2-2-1 焼却施設の排ガス量の変更
	別紙2参照	別紙2参照	調査計画書P5 表2-2-2 破碎施設の処理能力
	別紙3参照	別紙3参照	調査計画書P6 図2-2-3 燃え殻の追記
	別紙4参照	別紙4参照	調査計画書P7 表2-2-3 既存建物解体の追記、実施工程の修正
	別紙5参照	別紙5参照	調査計画書P8 図2-2-4 施設配置図の修正
	別紙6参照	別紙6参照	調査計画書P10 表2-2-6 排ガス諸元の変更
	別紙7参照	別紙7参照	調査計画書P11 2-2-8 給水計画・排水計画及び水質汚濁防止計画の修正
2-3 工事の概要	別紙8参照	別紙8参照	調査計画書P14 表2-3-1 既存建物解体の追記、工事工程の修正
第4章 調査項目			
4-2 環境影響評価項目の選定	別紙9参照	別紙9参照	調査計画書P144 表4-2-1(2) 廃棄物等の残土の選定
4-3 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由	別紙10参照	別紙10参照	調査計画書P147 表4-3-2(1) 水質の選定しない理由
第5章 選定項目ごとの調査、予測及び評価方法			
5-1 大気質	別紙11参照	別紙11参照	調査計画書P151【調査手法(3)】交通量等
5-2 騒音・低周波音	別紙12参照	別紙12参照	調査計画書P159【調査手法(1)】調査期間
5-3 振動	別紙13参照	別紙13参照	調査計画書P167【調査手法(1)】調査期間
5-4 悪臭	別紙14参照	別紙14参照	調査計画書P174【調査手法(1)】【予測及び評価の手法】調査地点・予測地点
5-5 土壌	別紙15参照	別紙15参照	調査計画書P178【調査内容】【調査手法(1)】【現地調査地点一覧】調査項目
5-6 動物	別紙16参照	別紙16参照	調査計画書P182【調査手法】調査期間
5-9 景観	別紙17参照	別紙17参照	調査計画書P192【調査手法】【現地調査地点一覧】調査地点

3 変更の理由

調査計画書について知事意見等を勘案・配慮するとともに、現地の状況、施設計画の進捗及び事業内容の具体化を踏まえ、調査、予測及び評価の内容を検討し変更しました。

4 変更後の関係地域

変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙1～14のとおり

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

—

7 変更後の環境の保全のための措置

—

8 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

—

9 変更後の事後調査の計画

—

備考 6から9までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。

別紙1 2-2 対象事業の概要：表 2-2-1 焼却施設の概要

【調査計画書の内容】

表 2-2-1 焼却施設の概要

項目	内容	
処理方式	流動床方式	
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、感染性廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、がれき類、燃え殻（予定）	
処理能力	230 t/日（予定）	
排ガス量	湿り排ガス量	93,910Nm <sup>3</sup> /h（予定）
	乾き排ガス量	72,877Nm <sup>3</sup> /h（予定）
煙突高さ	41.5m（予定）	
稼働時間	24 時間連続運転	
年間稼働日数	330 日間（予定）	

【変更後の内容】

表 2-2-1 焼却施設の概要

項目	内容	
処理方式	流動床方式	
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、感染性廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、がれき類、燃え殻（予定）	
処理能力	230 t/日	
排ガス量	湿り排ガス量	94,205m <sup>3</sup> N/h
	乾き排ガス量	73,174m <sup>3</sup> N/h
排気筒高さ	41.5m	
発電量	3,200kW	
稼働時間	24 時間連続運転	
年間稼働日数	330 日間	

【変更箇所】

排ガスによる周辺への環境負荷低減に向け、排ガスの処理を見直したため、排ガス量の再計算を行い、湿り及び乾き排ガス量を変更しました。

別紙2 2-2 対象事業の概要：表 2-2-2 破碎施設の処理能力

【調査計画書の内容】

表 2-2-2 破碎施設の概要

項目	内容
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（予定）
処理能力	2,466 t/日（予定）
稼働時間	24 時間連続運転
年間稼働日数	340 日間（予定）

【変更後の内容】

表 2-2-2 破碎施設の概要

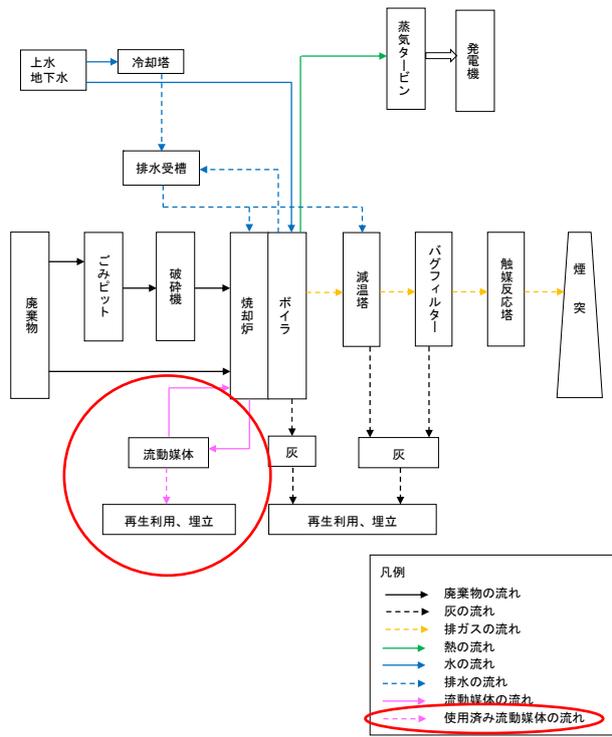
項目	内容
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（予定）
処理能力	4,711.68t/日
稼働時間	24 時間連続運転
年間稼働日数	340 日間

【変更箇所】

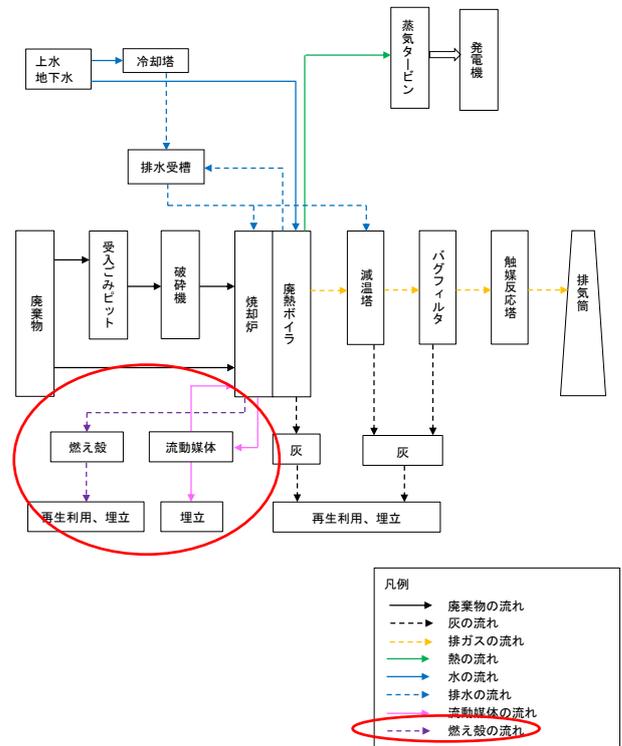
破碎機の変更はありませんが、処理能力の算出を見直し変更しました。

別紙3 2-2 対象事業の概要：図 2-2-3 処理フロー

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、内容を具体化していく中で流動媒体と燃え殻を分けて記載したほうがわかりやすいため、併記しました。

別紙4 2-2 対象事業の概要：表 2-2-3 対象事業の実施工程

【調査計画書の内容】

表 2-2-3 対象事業の実施工程

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
環境影響評価 (評価書までの手続き)				→				
工事	土工事				→			
	建築工事				→	→	→	→
	プラント工事					→	→	→
施設供用								→

【変更後の内容】

表 2-2-3 対象事業の実施工程

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
環境影響評価 (評価書までの手続き)				→				
工事	既存建物解体				→			
	土工事					→		
	建築工事				→	→	→	→
	プラント工事					→	→	→
施設供用								→

【変更箇所】

知事意見を考慮し、既存建物の解体工事を実施工程に追加し、関係課の許認可に係る進捗を考慮し、実施工程を見直しました。

別紙5 2-2 対象事業の概要：図 2-2-4 施設配置図

【調査計画書の内容】

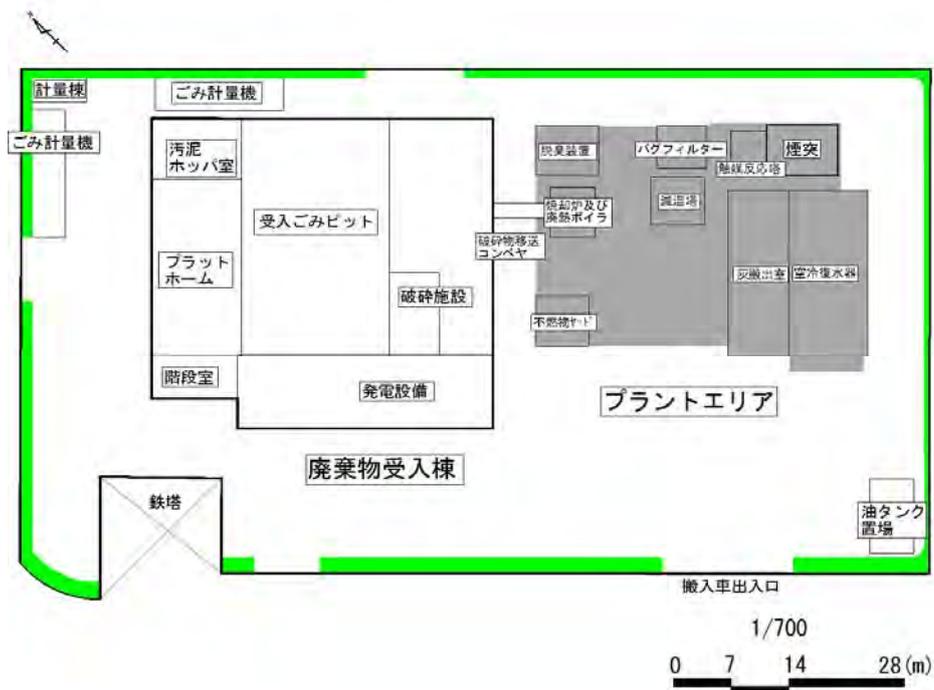


図 2-2-4 施設配置図

【変更後の内容】

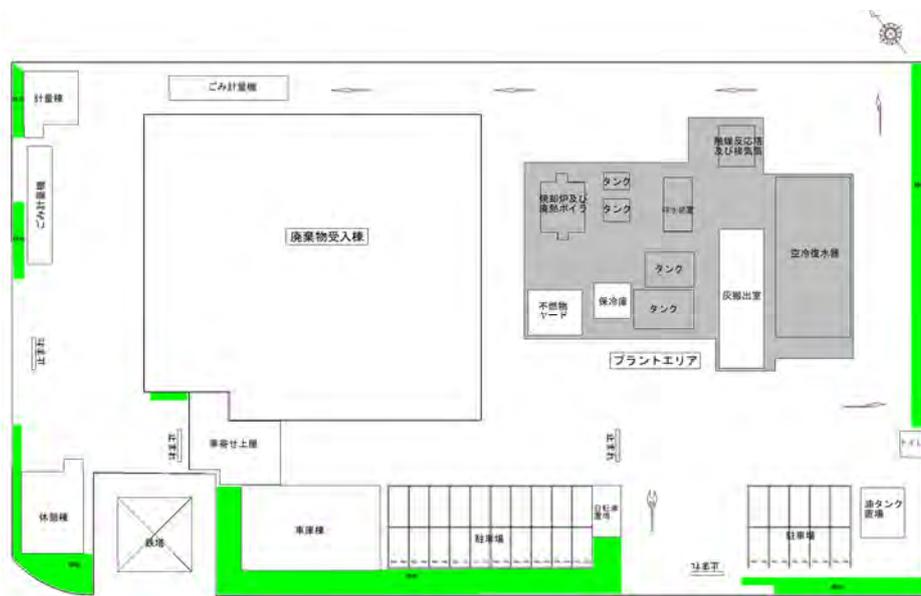


図 2-2-4 施設配置図

【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、内容を具体化していく中で施設の配置を見直したため変更しました。

別紙6 2-2 対象事業の概要：表 2-2-6 排ガスの諸元

【調査計画書の内容】

表 2-2-6 排ガスの諸元

項 目		単 位	諸 元
煙突	高さ	(m)	41.5
	頭頂口径	(m)	1.5
排ガス量	湿り排ガス量	(Nm <sup>3</sup> /h)	93,910
	乾き排ガス量	(Nm <sup>3</sup> /h)	72,877
排ガス温度		(°C)	179
排ガス吐出速度		(m/s)	24.4
排出濃度※	硫黄酸化物	(ppm)	167
	窒素酸化物	(ppm)	180
	ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	0.04
	塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	200
	ダイオキシン類	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1
	水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	30

※ 排出濃度は酸素濃度 12%換算値

【変更後の内容】

表 2-2-6 排ガスの諸元

項 目		単 位	諸 元	規制基準等
排気筒	高さ	(m)	41.5	—
	筒頂口径	(m)	1.5	—
排ガス量	湿り排ガス量	(m <sup>3</sup> N/h)	94,205	—
	乾き排ガス量	(m <sup>3</sup> N/h)	73,174	—
排ガス温度		(°C)	179	—
排ガス吐出速度		(m/s)	24.5	—
排出濃度※	硫黄酸化物	(ppm)	164	K 値 17.5
	窒素酸化物	(ppm)	165	180
	ばいじん	(g/m <sup>3</sup> N)	0.04	0.04
	塩化水素	(mg/m <sup>3</sup> N)	56	200
	ダイオキシン類	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1	0.1
	水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	30	30

※ 排出濃度は酸素濃度 12%換算値

【変更箇所】

排ガスによる周辺への環境負荷低減に向け、排ガスの処理を見直したため、排ガス量の再計算を行い、湿り及び乾き排ガス量と排ガス吐出速度、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の排出濃度を変更しました。

住民からの要望を踏まえ、排出濃度に規制基準を追加しました。

別紙 7 2-2 対象事業の概要：2-2-8 給水計画・排水計画及び水質汚濁防止計画

【調査計画書の内容】

2. 排水計画

プラントからの排水は、焼却炉及び減温塔に噴霧するため、排水の計画地外への排水はない。

プラントエリアへの雨水の一部は集水し焼却炉及び減温塔に噴霧する。それ以外の雨水は、計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。

生活排水は、公共下水道へ排水する。

【変更後の内容】

2. 排水計画

施設の稼働に伴い発生する排水は、冷却水、ボイラ水、純水装置廃液、受入ごみピット汚水、プラントホーム洗車・清掃排水と施設メンテナンス時の排水がある。これらの排水は配管等で炉内用及び減温塔用排水受槽もしくは非常用水槽に集水し、施設稼働時は焼却炉及び減温塔に噴霧し、施設停止時は水槽に一時貯留し、施設稼働時に焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。

プラントエリアへの初期雨水(3mm 3m<sup>3</sup>/分)は油水分離槽を経由し非常用水槽に集水し、焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。それ以外の雨水(3mmを超える)は、油水分離槽を経由し計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。また、大量の降雨により敷地内雨水浸透槽にオーバーフローが発生する場合に備え、雨水浸透槽から工業団地内の雨水排水管への排水経路を確保する。

生活排水は、合併処理浄化槽で処理し、工業団地内の市道幹2号側にある排水管へ排水する。

給排水のフローを図2-2-6に、雨水浸透槽の位置及び生活排水排水口を図2-2-7に示す。

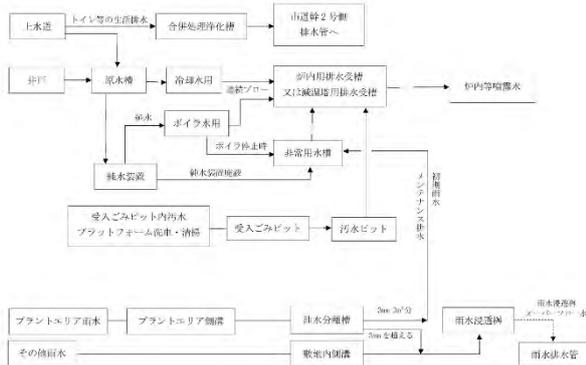


図 2-2-6 給排水のフロー

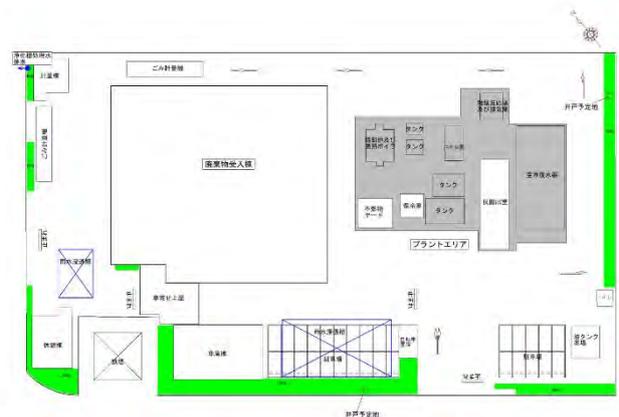


図 2-2-7 井戸、雨水浸透槽及び浄化槽処理水排水口の位置

【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、内容を具体化していく中で、施設停止時のプラント排水、雨水、生活排水の排水計画を見直したため変更し、修正を行い図を追加しました。

別紙8 2-2 工事の概要：表 2-3-1 工事工程

【調査計画書の内容】

表 2-3-1 工事工程

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
設計・申請許可	→			
土木建築工事		→		
プラント工事			→	
施設供用				→

【変更後の内容】

表 2-3-1 工事工程

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
設計・申請許可	→			
既存建物解体工事		→		
土木建築工事		→		
プラント工事			→	
施設供用				→

【変更箇所】

知事意見を考慮し、既存建物の解体工事を工事工程に追加し、関係課の許認可に係る進捗を考慮し、工事工程を見直しました。

別紙9 4-1 調査項目 4-2 環境影響評価項目の選定

【調査計画書の内容】

表 4-2-1 (2) 環境影響評価項目の選定(2)

影響要因の区分	環境影響要因	工事中			存在・供用時				
		建設機 械の 稼働	資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	施設の 存在	施設の 稼働	自動車 等の 走行		
調査・予測・評価の項目	生物の多 様性の確 保及び自 然環境の 体系的保 全を旨と して調 査、予測 及び評価 されるべ き項目	動物	保全すべき種	○	○	◎	△		
			保全すべき種			◎	△		
	植物	植生及び保全すべき群落			◎	△			
		緑の量				×			
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	◎	△				
人と自然 との豊か なふれあ いの確保 及び快適 な生活環 境の保全 を旨とし て調査、 予測及び 評価され るべき項 目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴 史的景観資源)				×			
		眺望景観				○			
	自然との ふれあ いの場	自然とのふれあいの場	○	○		△	△		
	史跡・ 文化財	指定文化財等				×			
	日照障害	日照の状況				○			
	電波障害	電波受信状況				○			
	風害	局所的な風の発生状況							
	光害	人工光または工作物による反射光							
	環境への 負荷の量 の程度に より予測 及び評価 されるべ き項目	廃棄物等	廃棄物			◎		○	
			残土						
雨水及び処理水									
温室効果 ガス等	温室効果ガス	○	○			○	○		
	オゾン層破壊物質					×			

【変更後の内容】

表 8-1-2 (2) 環境影響評価項目の選定(2)

影響要因の区分	環境影響要因	工事中			存在・供用時				
		建設機 械の 稼働	資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	施設の 存在	施設の 稼働	自動車 等の 走行		
調査・予測・評価の項目	生物の多 様性の確 保及び自 然環境の 体系的保 全を旨と して調 査、予測 及び評価 されるべ き項目	動物	保全すべき種	○	○	◎	△		
			保全すべき種			◎	△		
	植物	植生及び保全すべき群落			◎	△			
		緑の量				×			
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	◎	△				
人と自然 との豊か なふれあ いの確保 及び快適 な生活環 境の保全 を旨とし て調査、 予測及び 評価され るべき項 目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史 的景観資源)				×			
		眺望景観				○			
	自然との ふれあ いの場	自然とのふれあいの場	○	○		△	△		
	史跡・ 文化財	指定文化財等				×			
	日照障害	日照の状況				○			
	電波障害	電波受信状況				○			
	風害	局所的な風の発生状況							
	光害	人工光または工作物による反射光							
	環境への 負荷の量 の程度に より予測 及び評価 されるべ き項目	廃棄物等	廃棄物			◎		○	
			残土			◎			
雨水及び処理水									
温室効果 ガス等	温室効果ガス	○	○			○	○		
	オゾン層破壊物質					×			

【変更箇所】

施設設計、工事計画の進捗に伴い、内容を具体化していく中で、工事での残土の発生が見込まれたため変更しました。

別紙 10 4-3 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由：表 4-3-2(1)環境影響評価項目として選定しない理由(1)

【調査計画書の内容】

表 4-3-2(1) 環境影響評価項目として選定しない理由(1)

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	存在・供用時	対象事業実施区域内の走行経路及び周辺地域の主要な走行経路はいずれも舗装道路であることから、廃棄物処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行に伴い粉じんの発生は想定されないため選定しない。
水質	生物化学的酸素要求量	存在・供用時	廃棄物処理施設からの排水は焼却炉及び減温塔へ噴霧することから排水は発生しない。生活排水は公共下水道に放流し、雨水は敷地内での浸透処理を行うことから選定しない。
	浮遊物質	存在・供用時	
	窒素及びりん	存在・供用時	
	水素イオン濃度	存在・供用時	
	溶存酸素量	存在・供用時	
	その他の生活環境項目	存在・供用時	
	健康項目等	存在・供用時	
	底質に係る有害物質等	存在・供用時	
	地下水の水質に係る有害項目	存在・供用時	

【変更後の内容】

表 8-1-4 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	存在・供用時	対象事業実施区域内の走行経路及び周辺地域の主要な走行経路はいずれも舗装道路であることから、廃棄物処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行に伴い粉じんの発生は想定されないため選定しない。
水質	生物化学的酸素要求量	存在・供用時	廃棄物処理施設からの排水は焼却炉及び減温塔へ噴霧することから排水は発生しない。生活排水は合併処理浄化槽で処理し排水管に放流する。雨水については、初期雨水は焼却炉及び減温塔へ噴霧し、それ以外の雨水は油水分離後に敷地内での浸透処理を行い、大量の降雨があった場合のみ雨水排水管に排水するため選定しない。
	浮遊物質	存在・供用時	
	窒素及びりん	存在・供用時	
	水素イオン濃度	存在・供用時	
	溶存酸素量	存在・供用時	
	その他の生活環境項目	存在・供用時	
	健康項目等	存在・供用時	
	底質に係る有害物質等	存在・供用時	
	地下水の水質に係る有害項目	存在・供用時	

【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、内容を具体化していく中で、雨水、生活排水の排水計画を見直したため変更しました。

別紙 11 5-1 大気質：【調査手法】交通量等の調査地点、調査期間等

【調査計画書の内容】

【調査手法(3)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
気象の状況 地上気象 ・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量 ・放射収支量	「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)及び「環境大気常時観測マニュアル第4版」に定める方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。	1. 調査時期及び回数 1年間の通年	下記観測所の既存測定結果の過去11年間分について収集、整理する。 ・熊谷地域気象観測所
上層気象 ・風向・風速 ・気温	「高層気象観測指針」(平成16年、気象庁)に定める方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。	1. 調査時期及び回数 年間の気象の状況を代表する時期として4季 2. 調査期間 7日間連続	
交通量等 車種別・方向別交通量、走行速度、道路構造	断面交通量を車種別・方向別にカウンターにて計数するとともに、スピードガンによる車速計測、道路構造等は目視及びメジャーを用いる方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2. 調査地点 廃棄物運搬車再走行ルート1地点とする。	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回 2. 調査期間 7時～19時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等



【変更後の内容】

表 8-2-1(1) 調査手法(現地調査)の概要(1)

調査項目	調査期間等	調査地点(調査地域)
大気質 環境大気 ・二酸化酸素 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・微小粒子状物質	4季×7日間連続	対象事業実施区域内1地点及び周辺地域4地点 ・ST-1: 対象事業実施区域内 ・ST-2: 北側住宅地 ・ST-3: 東側住宅地 ・ST-4: 南側住宅地 ・ST-5: 西側住宅地
沿道大気 ・塩化水素 ・ガス状水銀 ・ダイオキシン類 ・降下ばいじん	4季×7日間(1回/日) 4季×7日間(1回/7日間)	沿道1地点 ・ST-6: 市道幹2号線東側区間
地上気象 ・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量、放射収支量	1年間連続	対象事業実施区域内1地点
上層気象 ・風向・風速、気温	4季×7日間(8回/日)	対象事業実施区域内1地点
交通量等 車種別・方向別交通量 走行速度、道路構造	2回(平日・休日) 7時～19時	沿道2地点(No.1～No.2) (道路交通騒音と同地点)



【変更箇所】

調査時点の現地の状況及び事業計画を考慮し、環境影響評価の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するため、交通量調査地点を1地点追加し2地点とし、調査を1日から平日・休日の各1日間に変更しました。

別紙 12 5-2 騒音・低周波音：【調査手法】環境騒音、道路交通騒音、低周波音、交通量等の調査期間等

【調査計画書の内容】

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
騒音及び低周波音の状況	環境騒音 (L <sub>5</sub> 、L <sub>50</sub> 、L <sub>95</sub> )	1.調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点及びその周辺の住宅地等付近の4地点とする。	1.調査時期及び回数 代表的な1日1回 2.調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果
	道路交通騒音 (L <sub>Ad</sub> )	1.調査地域 事業の実施により道路交通騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域周辺とする。 2.調査地点 資材運搬等の車両及び乗乗物運搬車両等の主要な走行経路上の2地点とする。	1.調査時期及び回数 代表的な1日1回 2.調査期間 7時～19時 注) 関係車両の走行時間帯：8時～18時	
	低周波音 (6特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)	1.調査地域 事業の実施により低周波音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2.調査地点 環境騒音の敷地境界と同じ1地点とする。	1.調査時期及び回数 代表的な1日1回 2.調査期間 24時間連続	

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
交通量、走行速度、道路構造	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンタ一にて計数する方法 走行速度は、1時間毎にスピードガンで測定する方法 道路構造は目視及びメジャーを用いる方法(前掲「5-1 大気質」における道路交通の状況の調査結果より引用する。)	1.調査地域 道路交通騒音と同じ地域とする。 2.調査地点 道路交通騒音と同じ2地点とする。	1.調査時期及び回数 代表的な1日1回 2.調査期間 7時～19時 注) 関係車両の走行時間帯：8時～18時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等

【変更後の内容】

表 8-2-1(1) 調査手法(現地調査)の概要(1)

調査項目		調査期間等	調査地点(調査地域)	
大気質	環境大気	二酸化窒素	対象事業実施区域内1地点及び周辺地域4地点 ・ST-1：対象事業実施区域内 ・ST-2：北側住宅地 ・ST-3：東側住宅地 ・ST-4：南側住宅地 ・ST-5：西側住宅地	
		二酸化硫黄		
		浮遊粒子状物質 微小粒子状物質		
	沿道大気	塩化水素	4季×7日間連続	
		ガス状水銀	4季×7日間 (1回/日)	
		ダイオキシン類 降下ばいじん	4季×7日間 (1回/7日間)	
地上気象	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	4季×7日間連続	沿道1地点 ・ST-6：市道幹2号線東側区間	
上層気象	風向・風速 気温・湿度 日射量、放射収支量	1年間連続	対象事業実施区域内1地点	
交通量等	風向・風速、気温	4季×7日間 (8回/日)	対象事業実施区域内1地点	
騒音・低周波音	騒音及び低周波音の状況	車種別・方向別交通量 走行速度、道路構造	2回(平日・休日) 7時～19時	沿道2地点(No.1～No.2) (道路交通騒音と同地点)
		環境騒音	2回(平日・休日)	対象事業実施区域敷地境界上4地点(ST-1～ST-4) 周辺地域4地点 ・ST-7：対象事業実施区域の北側 ・ST-8：対象事業実施区域の東側 ・ST-9：対象事業実施区域の南側 ・ST-10：対象事業実施区域の南側
		低周波音	各24時間連続	
	道路交通騒音	2回(平日・休日)	沿道2地点(No.1～No.2)	
道路交通の状況	車種別・方向別交通量 走行速度、道路構造	7時～19時		

【変更箇所】

調査時点の現地の状況及び事業計画を考慮し、環境影響評価の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するため、調査を1日から平日・休日の各1日間に変更しました。

別紙 13 5-3 振動：【調査手法】環境振動、道路交通振動、交通量等の調査期間等

【調査計画書の内容】

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
振動の状況	環境振動 (L <sub>1s</sub> , L <sub>eq</sub> , L <sub>90</sub> )	1. 調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界 4 地点とする。	1. 調査時期及び回数 代表的な 1 日 1 回 2. 調査期間 24 時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果
	道路交通振動 (L <sub>1s</sub> , L <sub>eq</sub> , L <sub>90</sub> )	1. 調査地域 事業の実施により道路交通振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域周辺とする。 2. 調査地点 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の 2 地点とする。	1. 調査時期及び回数 代表的な 1 日 1 回 2. 調査期間 7 時～19 時 注) 関係車両の走行時間帯：7 時～18 時	

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量、走行速度、道路構造	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンタ一にて計数する方法 走行速度は、1 時間毎にスピードガンで測定する方法 道路構造は目視及びメジャーを用いる方法(前掲「5-1 大気質」における道路交通の状況の調査結果より引用する。)	1. 調査地域 道路交通振動と同じ地域とする。 2. 調査地点 道路交通振動と同じ 2 地点とする。 注) 関係車両の走行時間帯：8 時～18 時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等

【変更後の内容】

表 8-2-1(1) 調査手法(現地調査)の概要(1)

調査項目		調査期間等	調査地点(調査地域)			
大気質	環境大気	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質	4 季×7 日間連続	対象事業実施区域内 1 地点及び周辺地域 4 地点 ・ST-1：対象事業実施区域内 ・ST-2：北側住宅地 ・ST-3：東側住宅地 ・ST-4：南側住宅地 ・ST-5：西側住宅地		
		塩化水素 ガス状水銀	4 季×7 日間 (1 回/日)			
		ダイオキシン類 降下ばいじん	4 季×7 日間 (1 回/7 日間)			
		沿道大気	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素		4 季×7 日間連続	沿道 1 地点 ・ST-6：市道幹 2 号線東側区間
		地上気象	風向・風速 気温・湿度 日射量、放射収支量		1 年間連続	対象事業実施区域内 1 地点
	上層気象	風向・風速、気温	4 季×7 日間 (8 回/日)	対象事業実施区域内 1 地点		
	交通量等	車種別・方向別交通量 走行速度、道路構造	2 回(平日・休日) 7 時～19 時	沿道 2 地点(No. 1～No. 2) (道路交通騒音と同地点)		
騒音・低周波音	騒音及び低周波音の状況	環境騒音 低周波音 環境騒音	2 回(平日・休日) 各 24 時間連続	対象事業実施区域敷地境界上 4 地点(ST-1～ST-4) 周辺地域 4 地点 ・ST-7：対象事業実施区域の北側 ・ST-8：対象事業実施区域の東側 ・ST-9：対象事業実施区域の南側 ・ST-10：対象事業実施区域の南側		
		道路交通騒音	2 回(平日・休日) 7 時～19 時		沿道 2 地点(No. 1～No. 2)	
		振動	振動の状況		環境振動 道路交通振動 地盤卓越振動数	2 回(平日・休日) 各 24 時間連続 2 回(平日・休日) 7 時～19 時
	道路交通の状況	車種別・方向別交通量 走行速度、道路構造	2 回(平日・休日) 各 24 時間連続			

【変更箇所】

調査時点の現地の状況及び事業計画を考慮し、環境影響評価の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するため、調査を 1 日から平日・休日の各 1 日間に変更しました。

別紙 14 5-4 悪臭：【調査手法】【予測方法】悪臭の調査地点、予測地点

【調査計画書の内容】

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
悪臭の状況 特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年環境庁告示第 9 号)「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環境庁告示第 63 号)及び「埼玉県生活環境保全条例施行規則別表 14 備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」(平成 14 年埼玉県告示第 604 号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。  2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界 2 地点(風上・風下)とする。	1. 調査時期及び回数 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計 2 回	—

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設稼働による悪臭	特定悪臭物質の濃度の変化の程度 臭気指数の状況の変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。  2. 予測地点 敷地境界の現地調査地点とする。	施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存の悪臭の発生状況を把握する。 また、類似事例の調査、解析及び環境保全措置の内容を考慮して、定性的に予測する。 また、事業計画等により、施設の稼働に伴う排ガス量、予測対象の濃度が特定できるものについては、大気拡散モデルにより定量的に予測する。

【変更後の内容】

表 8-2-1 (2) 調査手法(現地調査)の概要(2)

調査項目	調査期間等	調査地域・地点
悪臭の状況 特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	夏季・冬季の計 2 回	対象事業実施区域敷地境界上 2 地点(風上・風下)及び最大着地濃度出現地点
気象の状況 風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温等	1 年間の清年	・対象事業実施区域内 1 地点(大気質の地上気象と同地点)

表 8-2-2 (4) 予測方法の概要(悪臭)

環境影響要因	環境要素	予測の手法		
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用時	施設稼働による悪臭	施設の稼働による悪臭(特定悪臭物質、臭気指数)の状況の変化の程度(施設から漏洩する悪臭の影響と排気筒から排出される排ガスの悪臭の影響)	1. 予測地域 調査地域と同様 2. 予測地点 現地調査地点と同様	施設の稼働が概ね定常状態となる時期

【変更箇所】

関係課からの意見を考慮し、環境影響評価の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するため、調査地点及び予測地点を追加しました。

別紙 15 5-5 土壌：【調査内容】【調査手法(1)】【現地調査地点一覧】

【調査計画書の内容】

【調査内容】

調査内容	
土壌の状況	・土壌の汚染に係る環境基準項目…カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等計 27 項目 ・ダイオキシン類

【現地調査地点一覧】

<土壌の状況>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
土壌の状況	1.2	対象事業実施区域内	環境基準項目 27 項目、 ダイオキシン類	対象事業実施区域内において造成等の工 事範囲と想定される地点として選定する。

注) 調査地点の位置は、図 5-5-1 参照。

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
土壌の状況 ・環境基準項目 27 項目 ・ダイオキシン類	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により土壌への影響及びおそれがあると思われる地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。  2. 調査地点 対象事業実施区域内 2 地点とする。(掘削等の土工が想定される範囲)…環境基準項目 27 項目及びダイオキシン類	1. 調査時期及び回数 任意の時期に 1 回	下記の既存測定結果等 を収集、整理する。 ・埼玉県の測定結果等

【変更後の内容】

表 8-2-1(2) 調査手法(現地調査)の概要(2)

調査項目		調査期間等	調査地域・地点
悪臭	悪臭の状況	特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	夏季・冬季の計 2 回  対象事業実施区域敷地境界上 2 地点(風上・風下、最大着地濃度 出現地点)
	気象の状況	風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温等	1 年間の通年  ・対象事業実施区域内 1 地点 (大気質の地上気象と同地点)
土壌		環境基準項目 28 項目、 ダイオキシン類	任意の時期に 1 回  対象事業実施区域内 2 地点

【変更箇所】

土壌の汚染に係る環境基準の項目の数を誤記していたため、27 項目から 28 項目に変更しました。

別紙 16 5-6 動物：【調査手法】 調査期間

【調査計画書の内容】

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査聞き取り 調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
動物	哺乳類	直接観察 フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺 250m の範囲を基本とする。(図 5.8-1 参 照)  2. 調査地点 調査地域全域とする。小型哺乳類 を対象としたトラップ(シャーマン トラップ)は、対象事業実施区域及 び周辺に 4 地点において複数設置す る。 無人撮影装置は、調整池に隣接し た 1 地点に設置する。	春季、夏季、 秋季、冬季 の年 4 回	下記の既存調 査データ、資料等 を収集、整理す る。 ・周辺地区での既 存環境調査資 料 ・埼玉県、深谷市 他近隣におけ る動植物調査 資料 ・対象事業実施区 域及びその周 辺の動物の生 息種及び生息 環境等につい ての聞き取り 調査
	鳥類	任意観察 ラインセンサス法 スポットセンサス法	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同様とす る。  2. 調査地点 調査地域全域とする。ラインセン サスは主に対象事業実施区域及び周 辺に設定した 2 ルート、スポットセ ンサスはルートセンサスの始点・中 間点・終点において実施する。	春季、繁殖期、 夏季、秋季、 冬季の年 5 回	

【変更後の内容】

表 8-2-1(2) 調査手法(現地調査)の概要(2)

調査項目		調査期間等	調査地域・地点
悪臭	悪臭の状 況	特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	夏季・冬季の計 2 回  対象事業実施区域敷地境界上 2 地点(風上・風下、最大着地濃度 出現地点)
	気象の状 況	風向・風速、大気安定 度(日射量、放射収支 量)、気温等	1 年間の通年  ・対象事業実施区域内 1 地点 (大気質の地上気象と同地点)
土壌		環境基準項目 28 項 目、ダイオキシン類	任意の時期に 1 回  対象事業実施区域内 2 地点
動物	哺乳類	早春季・春季・夏季・秋 季・冬季の計 5 回	対象事業実施区域及び周辺 250m の範囲 トラップ法は対象事業実施区域及 び周辺 4 地点 無人撮影装置は調整池に隣接した 1 地点
	鳥類	春季・繁殖期・夏季・秋 季・冬季の計 5 回	対象事業実施区域及び周辺 250m の範囲 ラインセンサス 2 ルート スポットセンサス 6 地点
	両生類・爬虫類	早春季・春季・夏季・秋 季の計 4 回	対象事業実施区域及び周辺 250m の範囲
	昆虫類	早春季・春季・夏季・秋 季の計 4 回	対象事業実施区域及び周辺 250m の範囲

【変更箇所】

調査時点の現地の状況及び事業計画を考慮し、環境影響評価の予測及び評価に必要な内容を適切  
かつ効果的に把握するため、哺乳類の調査期間に早春季を追加しました。

別紙17 5-9 景観：【調査手法】【現地調査地点一覧】

【調査計画書の内容】

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
景観	眺望景観 必要な眺望点からの写真撮影を行うとともに、構成、構図、印象、対象事業実施区域の見え方を整理する。 主要な眺望地点の種類、位置、利用の状況、利用のための施設や交通手段、眺望特性（眺望の内容・広がり・対象事業実施区域が見えるか否か等）、眺望地点としての重要度を整理する。	1. 調査地域 景観への影響が及ぶおそれのあると認められる地域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域周辺の4地点を調査地点とする。	季節変化を把握するため、4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回	地形図、土地利用現況図、史跡文化座標の分布状況、観光案内冊子等の資料の収集、整理を行う。

【現地調査地点一覧】

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
景観	1	対象事業実施区域北西	眺望景観	対象事業実施区域の北西側に位置する歩道付近を選定する。（近景及び中景として）
	2	対象事業実施区域南西		対象事業実施区域の南西側に位置する歩道付近を選定する。（近景及び中景として）
	3	対象事業実施区域南東		対象事業実施区域の南東側に位置する歩道付近を選定する。（近景及び中景として）
	4	対象事業実施区域北東		対象事業実施区域の北東側に位置する歩道付近を選定する。（近景及び中景として）

注) 現地調査地点の位置は、図5-9-1参照。

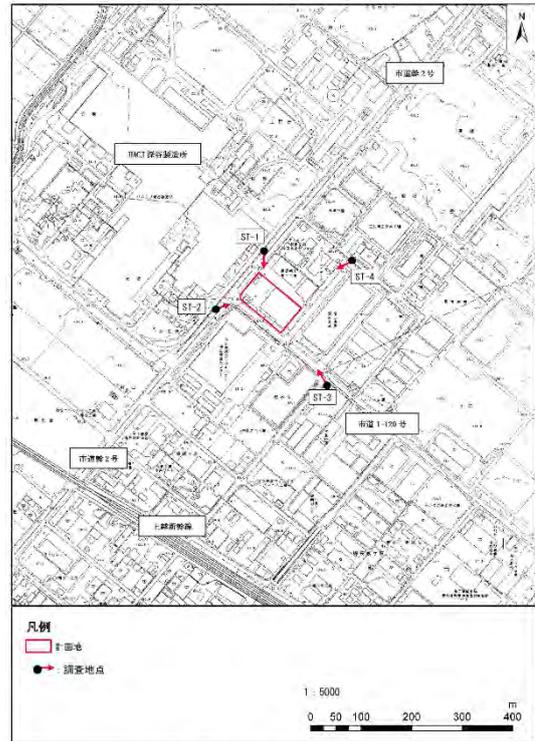


図5-9-1 調査地点位置図(景観：近景及び中景)

【変更後の内容】

表5-2-1(2) 調査手法(現地調査)の概要(2)

調査項目	調査期間等	調査地域・地点
悪臭 悪臭の状況 悪臭の状況	特定悪臭物質22物質臭気検数 1年間の通年	対象事業実施区域敷地内第1・2地点(風上・風下、最も悪臭度山掛地点) 対象事業実施区域内1地点(大気質の地上気象と同地点)
土壌	環境基準項目28項目、ダイオキシン類 任意の時期に1回	対象事業実施区域内2地点
動物	哺乳類	対象事業実施区域及び周辺250mの範囲 トランプ法は対象事業実施区域及び周辺4地点 無人撮影装置は調査道に隣接した1地点
	鳥類	対象事業実施区域及び周辺250mの範囲 ラインセンサススタート スポットセンサス4地点
	両生類・爬虫類	対象事業実施区域及び周辺250mの範囲
植物	哺乳類 鳥類 両生類・爬虫類 植物類 植生	春季・夏季・秋季・冬季の計5回 春季・夏季・秋季・冬季の計5回 春季・夏季・秋季・冬季の計5回 春季・夏季・秋季の計3回 夏季1回
生態系	地味を特徴づける生態系	動物、植物調査に準じる。
景観	眺望景観	4季計4回 対象事業実施区域周辺13地点

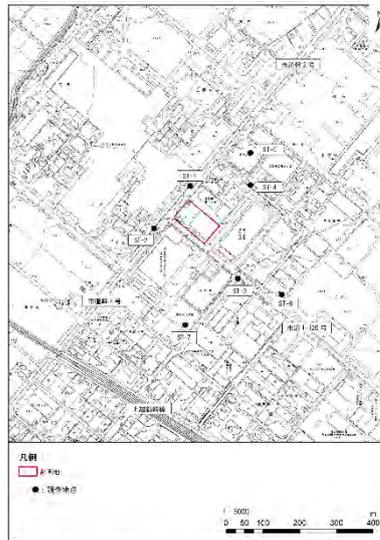


図5-9-1(1) 景観の調査地点(2(近景・中景))



図5-9-1(2) 景観の調査地点(中景・遠景)

【変更箇所】

知事意見を考慮し、環境影響評価の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するため、調査地点及び予測地点を追加しました。

指令環政第944号

株式会社シタラ興産

令和4年3月23日付けで申請のあった（仮称）株式会社シタラ興産レガリア  
一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書の記載事項の変更に  
係る手続等の免除承認については、埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第6  
1号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係  
る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和4年3月29日

埼玉県知事 大野 元 裕



準備書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書  
様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

準備書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書

令和5年1月16日

(あて先)

埼玉県知事

事業者の名称 株式会社シタラ興産  
代表者名 代表取締役 設楽 竜也  
所在地 埼玉県深谷市折之口 1788-1  
電話番号 048-574-0310

準備書の記載事項の内容の変更について、手続き等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例施行規則第21条第1項のただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業
行わない手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ( )
申請理由	準備書についての知事意見等を勘案・配慮し、調査、予測及び評価の内容を検討し直したため。

変更内容検討書

様式第4号(2)(第21条関係、第30条関係)

変更内容検討書

令和5年1月16日作成

1 対象事業の名称

(仮称)株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業

2 変更の内容

表-1 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	準備書の内容	変更後の内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2-2 対象事業の概要	別紙1参照	別紙1参照	準備書P2-4 表2-2-1 湿り排ガス量の変更
	別紙2参照	別紙2参照	準備書P2-14 表2-2-6 排ガス諸元の記載変更
	別紙3参照	別紙3参照	準備書P2-15 排水計画の記載変更
	別紙4参照	別紙4参照	準備書P2-16 図2-2-6 給排水フローの変更
第3章 地域の概況			
3-1 社会的状況	別紙5参照	別紙5参照	準備書P3-60 9.廃棄物
第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
9-1 大気質	別紙6参照	別紙6参照	準備書P9-1-78 表9-4-45 湿り排出ガス量の変更
9-4 悪臭	別紙7参照	別紙7参照	準備書P9-4-8 表9-4-7 排出源の諸元記載内容変更
9-6 動物	別紙8参照	別紙8参照	準備書P9-6-3 (4)昆虫類
9-7 植物	別紙9参照	別紙9参照	準備書P9-7-12 (3)植生の状況
9-9 景観	別紙10参照	別紙10参照	準備書P9-9-22 表9-9-7(1)主要な眺望景観の予測結果
	別紙11参照	別紙11参照	準備書P9-9-22 表9-9-7(2)主要な眺望景観の予測結果
	別紙12参照	別紙12参照	準備書P9-9-22 表9-9-7(3)主要な眺望景観の予測結果
9-13 廃棄物等	別紙13参照	別紙13参照	準備書P9-13-2 (1)廃棄物
第11章 対象事業の実施による影響の総合的な評価			
11-3 振動	別紙14参照	別紙14参照	準備書P11-14 3. 評価結果の概要
11-9 景観	別紙15参照	別紙15参照	準備書P11-27 2. 予測結果の概要
11-13 廃棄物等	別紙16参照	別紙16参照	準備書P11-36 1. 予測結果の概要
	別紙17参照	別紙17参照	準備書P11-37 2. 評価結果の概要

準備書について知事意見等を勘案・配慮するとともに、現地の状況、施設計画の進捗及び事業内容の具体化を踏まえ、調査、予測評価の内容を検討し変更しました。

- 4 変更後の関係地域  
変更なし
- 5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法  
変更なし
- 6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果  
別紙 6～13 のとおり
- 7 変更後の環境の保全のための措置  
変更なし
- 8 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価  
別紙 14～17 のとおり
- 9 変更後の事後調査の計画  
変更なし

備考 6 から 9 までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。

別紙1 2-2 対象事業の概要：表 2-2-1 焼却施設の概要

【準備書の内容】

表 2-2-1 焼却施設の概要

項目	内容	
処理方式	流動床方式	
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、感染性廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、がれき類、燃え殻（予定）	
処理能力	230t/日	
排ガス量	湿り排ガス量	94,205m <sup>3</sup> /h
	乾き排ガス量	73,174m <sup>3</sup> /h
排気筒高さ	41.5m	
発電量	3,200kW	
稼働時間	24 時間連続運転	
年間稼働日数	330 日間	

【変更後の内容】

表 2-2-1 焼却施設の概要

項目	内容	
処理方式	流動床方式	
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、感染性廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、がれき類、燃え殻（予定）	
処理能力	230t/日	
排ガス量	湿り排ガス量	94,206m <sup>3</sup> /h
	乾き排ガス量	73,174m <sup>3</sup> /h
排気筒高さ	41.5m	
発電量	3,200kW	
稼働時間	24 時間連続運転	
年間稼働日数	330 日間	

【変更箇所】

排ガス量の詳細計算を行った結果、湿り排ガス量が 1m<sup>3</sup>増加しました。

別紙2 2-2 対象事業の概要：表 2-2-6 排ガスの諸元

【準備書の内容】

表 2-2-6 排ガスの諸元

項目	単位	諸元	規制基準等	
排気筒	高さ	(m)	41.5	—
	筒頂口径	(m)	1.5	—
排ガス量	湿り排ガス量	(m <sup>3</sup> N/h)	94,205	—
	乾き排ガス量	(m <sup>3</sup> N/h)	73,174	—
排ガス温度	(°C)	179	—	
排ガス吐出速度	(m/s)	24.5	—	
排出濃度*	硫黄酸化物	(ppm)	164	K値 17.5
	窒素酸化物	(ppm)	165	180
	ばいじん	(g/m <sup>3</sup> N)	0.04	0.04
	塩化水素	(mg/m <sup>3</sup> N)	56	200
	ダイオキシン類	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1	0.1
	水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	30	30

※ 排出濃度は酸素濃度 12%換算値

【変更後の内容】

表 2-2-6 排ガスの諸元

項目	単位	諸元	規制基準等	
排気筒	高さ	(m)	41.5	—
	筒頂口径	(m)	1.5	—
排ガス量	湿り排ガス量	(m <sup>3</sup> N/h)	94,206	—
	乾き排ガス量	(m <sup>3</sup> N/h)	73,174	—
排ガス温度	(°C)	179	—	
排ガス吐出速度	(m/s)	24.5	—	
排出濃度*	硫黄酸化物	(ppm)	164	923 (K値 17.5)
	窒素酸化物	(ppm)	165	180
	ばいじん	(g/m <sup>3</sup> N)	0.04	0.04
	塩化水素	(mg/m <sup>3</sup> N)	91	200
	ダイオキシン類	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1	0.1
	水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	30	30

※ 排出濃度は酸素濃度 12%換算値

【変更箇所】

排ガス量の詳細計算を行った結果、湿り排ガス量が 1m<sup>3</sup>増加しました。

住民からの要望及び技術審議会委員からの意見を受け、硫黄酸化物の規制基準に ppm 表記を併記しました。

塩化水素濃度について ppm による濃度を記載していたため、mg/m<sup>3</sup>N による濃度を記載しました。

【準備書の内容】

2. 排水計画

施設の稼働に伴い発生する排水は、冷却水、ボイラ水、純水装置廃液、受入ごみピット汚水、プラットホーム洗車・清掃排水と施設メンテナンス時の排水がある。これらの排水は配管等で炉内用及び減温塔用排水受槽もしくは非常用水槽に集水し、施設稼働時は焼却炉及び減温塔に噴霧し、施設停止時は水槽に一時貯留し、施設稼働時に焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。

プラントエリアへの初期雨水（3mm 3m<sup>3</sup>分）は油水分離槽を經由し非常用水槽に集水し、焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。それ以外の雨水（3mmを超える）は、油水分離槽を經由し計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。また、大量の降雨により敷地内雨水浸透槽にオーバーフローが発生する場合に備え、雨水浸透槽から工業団地内の雨水排水管への排水経路を確保する。

生活排水は、合併処理浄化槽で処理し、工業団地内の市道幹2号側にある排水管へ排水する。給排水のフローを図2-2-6に、雨水浸透槽の位置及び生活排水排水口を図2-2-7に示す。

【変更後の内容】

2. 排水計画

施設の稼働に伴い発生する排水は、冷却水、ボイラ水、純水装置廃液、受入ごみピット汚水、プラットホーム洗車・清掃排水と施設メンテナンス時の排水がある。これらの排水は配管等で炉内用及び減温塔用排水受槽もしくは非常用水槽に集水し、施設稼働時は焼却炉及び減温塔に噴霧し、施設停止時は水槽に一時貯留し、施設稼働時に焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。

プラントエリアへの初期雨水（3mm 3m<sup>3</sup>分）は油水分離槽を經由し非常用水槽に集水し、焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。プラントエリア内で3mmを超える雨水はプラントエリア油水分離槽を經由し計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。

各タンク・非常用発電機防油堤内雨水はタンクエリア油水分離槽を經由し計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。

その他雨水は敷地内側溝を經由し計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。

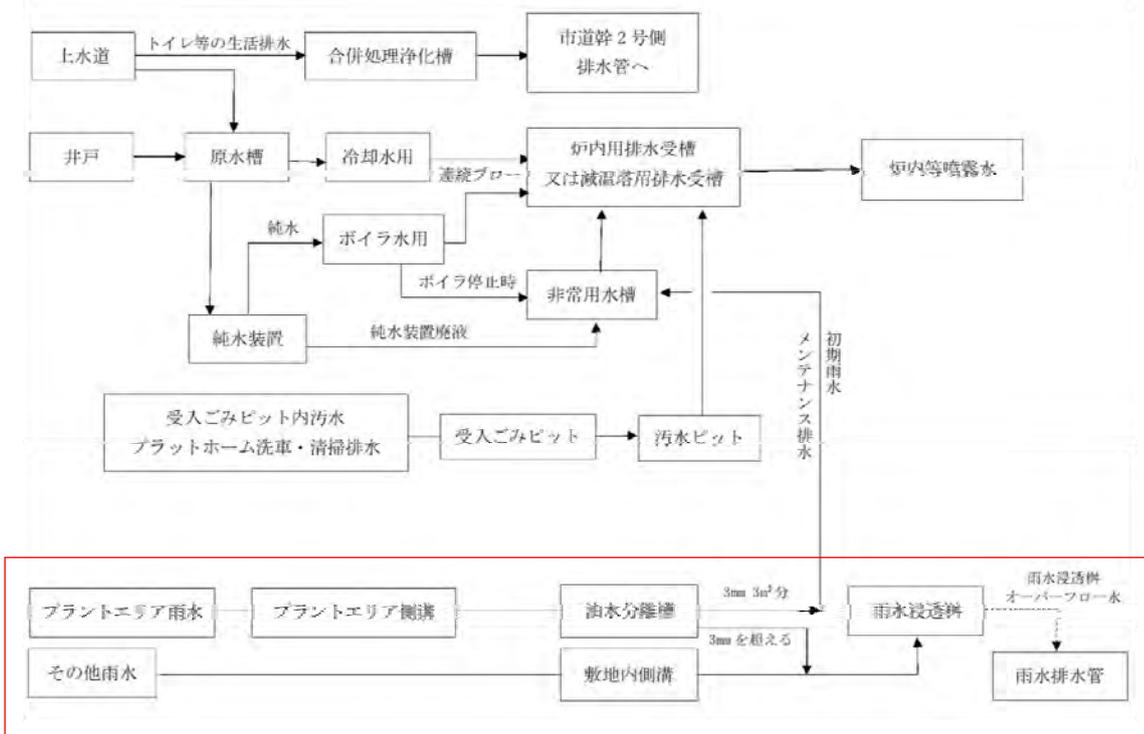
生活排水は、合併処理浄化槽で処理し、工業団地内の市道幹2号側にある排水管へ排水する。給排水のフローを図2-2-6に、雨水浸透槽の位置及び生活排水排水口を図2-2-7に示す。

【変更箇所】

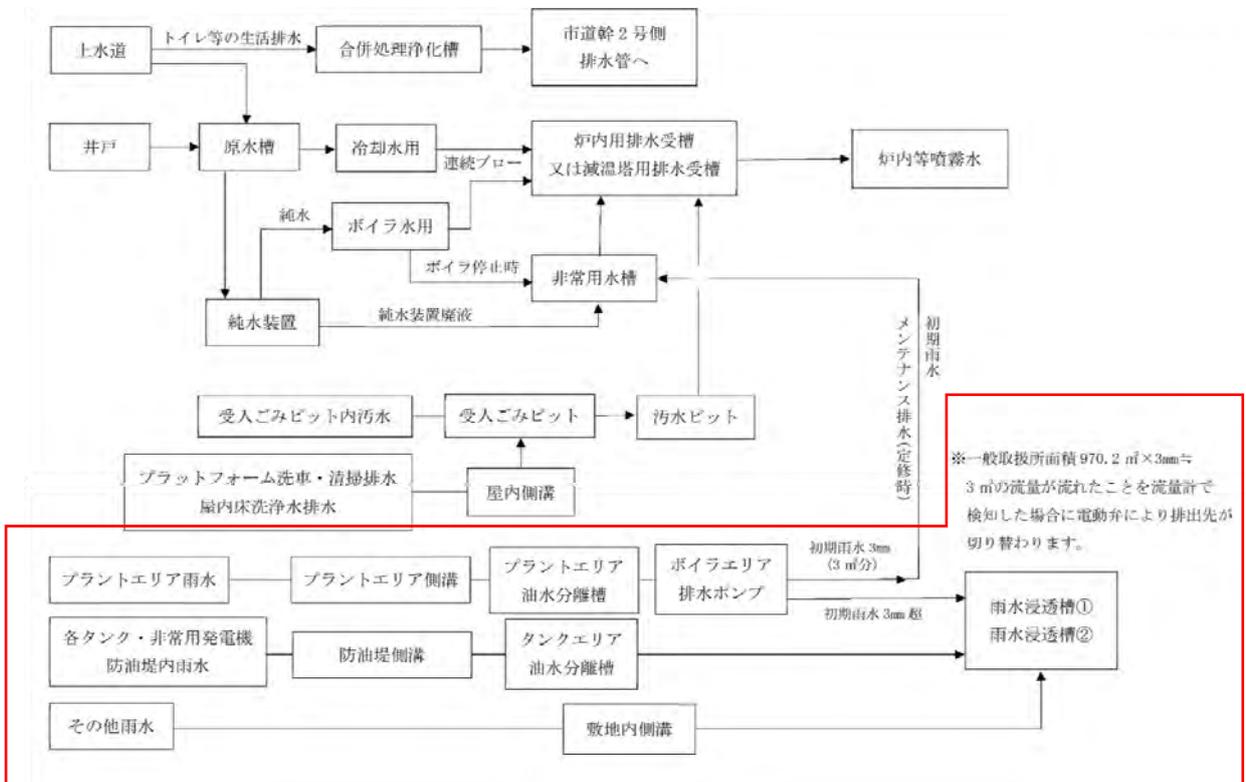
雨水排水処理についてより詳細な記載としました。

別紙4 2-2 対象事業の概要：図 2-2-6 給排水のフロー

【準備書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

雨水排水処理についてより詳細な記載としました。

【準備書の内容】

9. 廃棄物

埼玉県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）の規定に基づき、平成28年3月に第8次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、5年の期間を設けて取組むこととしている。

【変更後の内容】

9. 廃棄物

埼玉県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）の規定に基づき、令和3年3月に第9次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、5年の期間を設けて取組むこととしている。

【変更箇所】

庁内調整会議からの意見を受け、埼玉県廃棄物処理基本計画の最新版を記載しました。

別紙6 9-1 大気質：表 9-4-45 焼却処理施設の排出ガス等諸元

【準備書の内容】

表 9-1-45 焼却処理施設の排出ガス等諸元

項目		単位	諸元
処理能力		t/日	230
煙突高さ		m	41.5
湿り排出ガス量		m <sup>3</sup> /h	94,205
乾き排出ガス量		m <sup>3</sup> /h	73,174
排出ガス温度		℃	179
排出ガス吐出速度		m/s	24.5
排出口口径		m	1.5
排出濃度 (酸素濃度 12% 換算値)	硫黄酸化物	ppm	164
	窒素酸化物	ppm	165
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.04
	塩化水素	ppm	56
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1
	水銀	μg/m <sup>3</sup> N	30

【変更後の内容】

表 9-1-45 焼却処理施設の排出ガス等諸元

項目		単位	諸元
処理能力		t/日	230
煙突高さ		m	41.5
湿り排出ガス量		m <sup>3</sup> /h	94,206
乾き排出ガス量		m <sup>3</sup> /h	73,174
排出ガス温度		℃	179
排出ガス吐出速度		m/s	24.5
排出口口径		m	1.5
排出濃度 (酸素濃度 12% 換算値)	硫黄酸化物	ppm	164
	窒素酸化物	ppm	165
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.04
	塩化水素	ppm	56
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1
	水銀	μg/m <sup>3</sup> N	30

【変更箇所】

排ガス量の詳細計算を行った結果、湿り排ガス量が 1m<sup>3</sup>増加しました。

別紙7 9-4 悪臭：表 9-4-7 排出源の諸元

【準備書の内容】

表 9-4-7 排出源の諸元

項目	単位	諸元
処理能力	t/日	230
煙突高さ	m	41.5
湿り排出ガス量	m <sup>3</sup> N/h	93,910
乾き排出ガス量	m <sup>3</sup> N/h	72,879
排出ガス温度	℃	179
排出ガス吐出速度	m/s	24.4
排出口口径	m	1.5
稼働日数	日	330

【変更後の内容】

表 9-4-7 排出源の諸元

項目	単位	諸元
処理能力	t/日	230
煙突高さ	m	41.5
湿り排出ガス量	m <sup>3</sup> N/h	94,206
乾き排出ガス量	m <sup>3</sup> N/h	73,174
排出ガス温度	℃	179
排出ガス吐出速度	m/s	24.5
排出口口径	m	1.5
稼働日数	日	330

【変更箇所】

変更前の調査計画書の内容を記載していたため、最新の内容としました。表記のみ誤りであったため、予測結果に変更はありません。

別紙8 9-6 動物：(4)昆虫類

【準備書の内容】

・トラップ法

主に地表徘徊性のコウチュウ類、アリ類等を対象にベイトトラップ（4 地点）を設置した。  
ベイトトラップは、各調査季につき、1 地点あたり 10 個を 2 晩設置した。

【変更後の内容】

・トラップ法

主に地表徘徊性のコウチュウ類、アリ類等を対象にベイトトラップ（4 地点）を設置した。  
ベイトトラップは、各調査季につき、1 地点あたり 10 個を 2 晩設置した。  
夜間に飛翔する種を対象に各調査季にライトトラップ（1 地点）を設置した。

【変更箇所】

技術審議会委員からの意見を受け、実際に調査を行っていながら記載のみ抜けていたライトトラップについて記載しました。調査結果等には変更ありません。

別紙9 9-7 植物：(3)植生の状況

【準備書の内容】

・植生の状況

現地調査の結果、植林地・樹林地植生である公園・工場樹林地、代償植生である低茎草地、ヨシ群落、その他とする開放水域、造成地、人工構造物の6群落が確認された。確認された植生一覧は表 9-7-6 に、植生図は図 9-7-2 に示すとおりである。

【変更後の内容】

(3)植生の状況

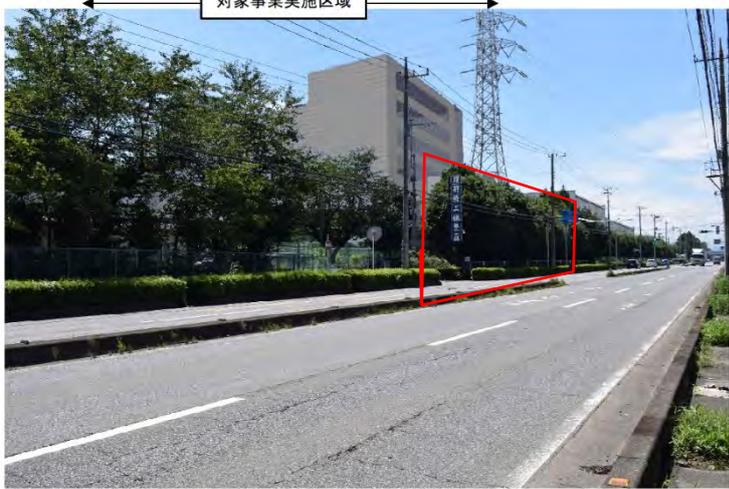
現地調査の結果、凡例として、植林地・樹林地植生である公園・工場樹林地、代償植生である低茎草地、ヨシ群落、その他とする開放水域、造成地、人工構造物の6タイプが確認された。確認された植生一覧は表 9-7-6 に、植生図は図 9-7-2 に示すとおりである。

【変更箇所】

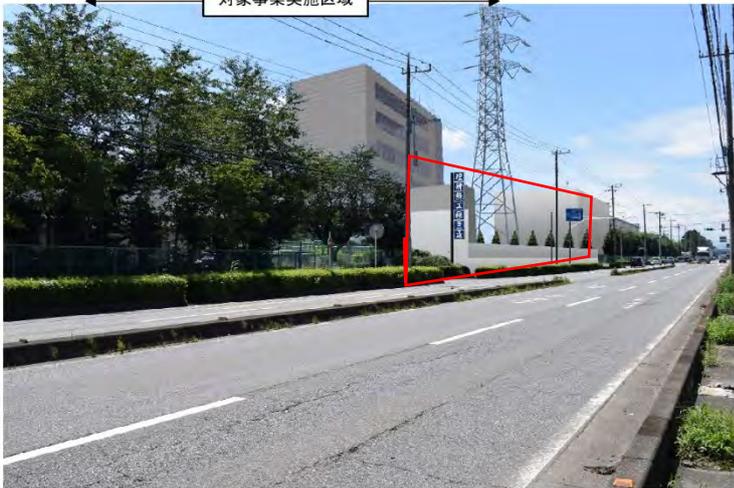
技術審議会委員からの意見を受け、植生の状況に対する文章を一部修正しました。

別紙10 9-9 景観：表9-9-7(1) 主要な眺望景観の予測結果

【準備書の内容】

施設 の 存 在 時	
	<p>注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。</p> <p>・施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</p>

【変更後の内容】

施設 の 存 在 時	
	<p>注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。</p> <p>・施設が沿道から視認できるようになる。施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用し、埼玉県景観計画に基づく色彩の制限基準を順守することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</p>

【変更箇所】

技術審議会委員からの意見を受け、フォトモンタージュの結果を変更しました。また、その内容に合わせて、評価コメントを変更しました。

別紙11 9-9 景観：表9-9-7(2) 主要な眺望景観の予測結果

【準備書の内容】

施設の存在時	
	<p>注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</li></ul>

【変更後の内容】

施設の存在時	
	<p>注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設が沿道から視認できるようになる。施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用し、埼玉県景観計画に基づく色彩の制限基準を順守することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</li></ul>

【変更箇所】

技術審議会委員からの意見を受け、フォトモンタージュの結果を変更しました。また、その内容に合わせて、評価コメントを変更しました。

別紙12 9-9 景観：表 9-9-7(3) 主要な眺望景観の予測結果

【準備書の内容】

施設の存在時	
注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。	
・施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。	

【変更後の内容】

施設の存在時	
注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。	
・施設が沿道から視認できるようになる。施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用し、埼玉県景観計画に基づく色彩の制限基準を順守することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。	

【変更箇所】

技術審議会委員からの意見を受け、フォトモンタージュの結果を変更しました。また、その内容に合わせて、評価コメントを変更しました。

別紙13 9-13 廃棄物等：(1)廃棄物

【準備書の内容】

(1) 廃棄物

既存建物の解体工事及び施設の建設工事に伴う廃棄物の予測結果は、表 9-13-2 に示すとおりである。

【変更後の内容】

(1) 廃棄物

既存建物の解体工事及び施設の建設工事に伴う廃棄物の予測結果は、表 9-13-2 に示すとおりである。

なお、自社が持つ廃棄物処理のネットワークを活用して資源化技術の最新動向を把握し、可能な範囲での導入を行い、最終処分量の低減に努めることにより、下記のリサイクル率を予測した。

【変更箇所】

技術審議会委員からの意見を受け、高いリサイクル率を実現するための方法について記載を追加しました。

別紙 14 11-3 振動：3. 評価結果の概要

【準備書の内容】

3. 評価結果の概要													
評価結果（振動）													
<p><b>&lt;工事中&gt;</b></p> <p>○建設機械の稼働（建設作業振動）</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働可能な範囲で、騒音規制の稼働を使用する。</li> <li>建設機械の稼働稼働が可能な限り生じないような工事計画を確立する。</li> <li>建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上における建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベルの予測結果は、環境保全目標とした自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>○環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>行政建設作業振動に係る予測結果に基づいて設定した自主規制値 (L<sub>10</sub>) 敷地境界で75dB以下</td> </tr> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動）</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路幅員を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。</li> <li>資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の道路規制を徹底する。等</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、環境保全目標とした道路交通振動の要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p>	項目	環境保全目標	振動レベル	行政建設作業振動に係る予測結果に基づいて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) 敷地境界で75dB以下	<p>○環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L<sub>10</sub>) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下</td> </tr> </table> <p>○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動）</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物が積車内の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前8時から午後9時までとする。</li> <li>廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>廃棄物が積車内等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急ブレーキを避けるなど、適正な走行に努める。等</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>道路交通振動レベルの予測結果は、すべての地点のすべての時間区分で要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>○環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L<sub>10</sub>) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下</td> </tr> </table>	項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下	項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下
項目	環境保全目標												
振動レベル	行政建設作業振動に係る予測結果に基づいて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) 敷地境界で75dB以下												
項目	環境保全目標												
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下												
項目	環境保全目標												
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下												

【変更後の内容】

3. 評価結果の概要													
評価結果（振動(1)）													
<p><b>&lt;工事中&gt;</b></p> <p>○建設機械の稼働（建設作業振動）</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働可能な範囲で、騒音規制の稼働を使用する。</li> <li>建設機械の稼働稼働が可能な限り生じないような工事計画を確立する。</li> <li>建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上における建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベルの予測結果は、環境保全目標とした自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>○環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>行政建設作業振動に係る予測結果に基づいて設定した自主規制値 (L<sub>10</sub>) 敷地境界で75dB以下</td> </tr> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動）</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路幅員を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。</li> <li>資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の道路規制を徹底する。等</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、環境保全目標とした道路交通振動の要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p>	項目	環境保全目標	振動レベル	行政建設作業振動に係る予測結果に基づいて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) 敷地境界で75dB以下	<p>○環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L<sub>10</sub>) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下</td> </tr> </table> <p><b>&lt;存在・供用時&gt;</b></p> <p>○施設の稼働（工場振動）</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備稼働が実行可能な範囲で、騒音規制の稼働を使用する。</li> <li>特に振動の発生が想定される設備稼働は、振動の伝達を防止する措置を徹底する。</li> <li>設備稼働は、定常運転を前提とし、常に正常な運転を行うように設備管理を徹底する。等</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上における将来振動レベルの予測結果は、全ての地点で、各種周回の自主規制値を満たしていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>○環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>・将来工場等に係る将来予測結果に基づいて設定した自主規制値 (L<sub>10</sub>) 敷地境界：(昼・夜) 65dB以下 (夜・音) 60dB以下</td> </tr> </table>	項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下	項目	環境保全目標	振動レベル	・将来工場等に係る将来予測結果に基づいて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) 敷地境界：(昼・夜) 65dB以下 (夜・音) 60dB以下
項目	環境保全目標												
振動レベル	行政建設作業振動に係る予測結果に基づいて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) 敷地境界で75dB以下												
項目	環境保全目標												
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下												
項目	環境保全目標												
振動レベル	・将来工場等に係る将来予測結果に基づいて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) 敷地境界：(昼・夜) 65dB以下 (夜・音) 60dB以下												

評価結果（振動(2)）									
<p>○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動）</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前8時から午後9時までとする。</li> <li>道路交通振動レベルの予測結果は、すべての地点のすべての時間区分で要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</li> <li>廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急ブレーキを避けるなど、適正な走行に努める。等</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>道路交通振動レベルの予測結果は、すべての地点のすべての時間区分で要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>○環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L<sub>10</sub>) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下</td> </tr> </table>	項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下	<p>○環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L<sub>10</sub>) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下</td> </tr> </table>	項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下
項目	環境保全目標								
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下								
項目	環境保全目標								
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-6（工業専用地域）： （昼間）70dB以下 （夜間）65dB以下 ST-6（第1種住居地域）： （昼間）65dB以下 （夜間）60dB以下								

【変更箇所】

施設の稼働（工場振動）の評価結果が抜けていたため追記しました。

別紙 15 11-9 景観：2. 予測結果の概要

【準備書の内容】

2. 予測結果の概要

予測結果（景観）	
<p>&lt;存在・供用時&gt; ○施設が存在（眺望景観） ・ST-1：対象事業実施区域北西</p>  <p>施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</p> <p>・ST-2：対象事業実施区域南西</p>  <p>施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</p> <p>・ST-3：対象事業実施区域南東</p>  <p>施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</p>	<p>・ST-4：対象事業実施区域北東</p>  <p>施設が沿道から僅かに視認できるようになる。大部分が手前の工場や樹木に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。</p> <p>・ST-5：松原公園</p>  <p>対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。</p> <p>・ST-6：中林公園</p>  <p>対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。</p>

【変更後の内容】

2. 予測結果の概要

予測結果（景観）	
<p>&lt;存在・供用時&gt; ○施設が存在（眺望景観） ・ST-1：対象事業実施区域北西</p>  <p>施設が沿道から視認できるようになる。施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用し、埼玉県景観計画に基づく色彩の制限基準を順守することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</p> <p>・ST-2：対象事業実施区域南西</p>  <p>施設が沿道から視認できるようになる。施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用し、埼玉県景観計画に基づく色彩の制限基準を順守することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</p> <p>・ST-3：対象事業実施区域南東</p>  <p>施設が沿道から視認できるようになる。施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用し、埼玉県景観計画に基づく色彩の制限基準を順守することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。</p>	<p>・ST-4：対象事業実施区域北東</p>  <p>施設が沿道から僅かに視認できるようになる。大部分が手前の工場や樹木に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。</p> <p>・ST-5：松原公園</p>  <p>対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。</p> <p>・ST-6：中林公園</p>  <p>対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。</p>

【変更箇所】

技術審議会委員からの意見を受け、フォトモンタージュの結果を変更しました。また、その内容に合わせて、評価コメントを変更しました。

別紙 16 11-13 廃棄物等：1. 予測結果の概要

【準備書の内容】

11-13 廃棄物等

1. 予測結果の概要

予測結果（廃棄物等）		
<b>&lt;工事中&gt;</b>		
○造成等の工事（廃棄物）		
工事期間中に想定される廃棄物の排出量は、下表に示すとおりである。		
<b>廃棄物の排出量</b>		
廃棄物の種類	排出量(t)	リサイクル率
アスファルト	69	99%以上
コンクリート塊	900	99%以上
ガラスくず・陶器くず*	350	90%以上
廃プラスチック	105	90%以上
金属くず	100	99%以上
木くず（建設発生木材）	208	99%以上
燃焼混合廃棄物	348	75%以上
石膏ボード	10	—
○造成等の工事（残土）		
掘削発生土は、場内利用を基本とするが、場外へ搬出する掘削発生土は、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」（平成14年埼玉県条例第64号）に基づき、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。		
<b>残土量</b>		
(m <sup>3</sup> )		
掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量
14,000	6,000	8,000
<b>&lt;存在・供用時&gt;</b>		
○施設の稼働		
施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、下表に示すとおりである。		
なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理して工業団地内の排水管へ排水し、プラント排水は計画外への排水はないことから、いずれも予測結果に含めていない。		
<b>廃棄物等の年間排出量</b>		
(t/年)		
廃棄物の種類	排出量	処分方法
焼却灰	5,584	再資源化又は管理型最終処分
飛灰	4,821	再資源化又は管理型最終処分
合計	10,405	

【変更後の内容】

11-13 廃棄物等

1. 予測結果の概要

予測結果（廃棄物等）		
<b>&lt;工事中&gt;</b>		
○造成等の工事（廃棄物）		
工事期間中に想定される廃棄物の排出量は、下表に示すとおりである。		
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">                     なお、自社が持つ廃棄物処理のネットワークを活用して資源化技術の最新動向を把握し、可能な範囲での導入を行い、最終処分量の低減に努めることにより、下記のリサイクル率を予測した。                 </div>		
なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理して工業団地内の排水管へ排水し、プラント排水は計画外への排水はないことから、いずれも予測結果に含めていない。		
<b>廃棄物の排出量</b>		
廃棄物の種類	排出量(t)	リサイクル率
アスファルト	69	99%以上
コンクリート塊	900	99%以上
ガラスくず・陶器くず*	350	90%以上
廃プラスチック	105	90%以上
金属くず	100	99%以上
木くず（建設発生木材）	208	99%以上
建設混合廃棄物	348	75%以上
石膏ボード	10	—
○造成等の工事（残土）		
掘削発生土は、場内利用を基本とするが、場外へ搬出する掘削発生土は、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」（平成14年埼玉県条例第64号）に基づき、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。		
<b>残土量</b>		
(m <sup>3</sup> )		
掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量
14,000	6,000	8,000
<b>&lt;存在・供用時&gt;</b>		
○施設の稼働		
施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、下表に示すとおりである。		
なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理して工業団地内の排水管へ排水し、プラント排水は計画外への排水はないことから、いずれも予測結果に含めていない。		
<b>廃棄物等の年間排出量</b>		
(t/年)		
廃棄物の種類	排出量	処分方法
焼却灰	5,584	再資源化又は管理型最終処分
飛灰	4,821	再資源化又は管理型最終処分
合計	10,405	

【変更箇所】

技術審議会委員からの意見を受け、高いリサイクル率を実現するための方法について記載を追加しました。

別紙 17 11-13 廃棄物等：2. 評価結果の概要

【準備書の内容】

2. 評価結果の概要

評価結果 (廃棄物等)									
<p>&lt;工事中&gt; ○造成等の工事</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。</li> <li>・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及び再資源化により、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足すると判断されており、環境保全目標との整合が図られているものと評価した。</p> <p>なお、残土については、可能な範囲で場内利用し、場外搬出土についても可能な範囲で再利用する計画である。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物等</td> <td>建設リサイクル推進計画 2015 (関東地域版) に示されている再資源率等の目標を満足すること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	廃棄物等	建設リサイクル推進計画 2015 (関東地域版) に示されている再資源率等の目標を満足すること	<p>&lt;存在・供用時&gt; ○施設の稼働</p> <p>環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の向上に努める。</li> <li>・施設では処理できない処理不適合物(資源化不適合物)は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。</li> <li>・焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施したのも、最終処分場を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴い発生する流動媒体は、埋立による最終処分を行うが、廃棄物の焼却に伴い発生する灰は、全量をばいじん(飛灰)として捕集し、可能な限り資源化等を行う再生業者で再生利用し、一部は埋立による最終処分を行う計画としている。</p> <p>以上により、施設の稼働に伴う廃棄物(流動媒体及び飛灰)の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲内でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物等</td> <td>「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	廃棄物等	「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」
項目	環境保全目標								
廃棄物等	建設リサイクル推進計画 2015 (関東地域版) に示されている再資源率等の目標を満足すること								
項目	環境保全目標								
廃棄物等	「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」								

【変更後の内容】

2. 評価結果の概要

評価結果 (廃棄物等)									
<p>&lt;工事中&gt; ○造成等の工事</p> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。</li> <li>・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及び再資源化により、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足すると判断されており、環境保全目標との整合が図られているものと評価した。</p> <p>なお、残土については、可能な範囲で場内利用し、場外搬出土についても可能な範囲で再利用する計画である。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物等</td> <td>建設リサイクル推進計画 2020 に示されている再資源率等の目標を満足すること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	廃棄物等	建設リサイクル推進計画 2020 に示されている再資源率等の目標を満足すること	<p>&lt;存在・供用時&gt; ○施設の稼働</p> <p>環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の向上に努める。</li> <li>・施設では処理できない処理不適合物(資源化不適合物)は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。</li> <li>・焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施したのも、最終処分場を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。</li> </ul> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴い発生する流動媒体は、埋立による最終処分を行うが、廃棄物の焼却に伴い発生する灰は、全量をばいじん(飛灰)として捕集し、可能な限り資源化等を行う再生業者で再生利用し、一部は埋立による最終処分を行う計画としている。</p> <p>以上により、施設の稼働に伴う廃棄物(流動媒体及び飛灰)の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲内でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物等</td> <td>「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	廃棄物等	「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」
項目	環境保全目標								
廃棄物等	建設リサイクル推進計画 2020 に示されている再資源率等の目標を満足すること								
項目	環境保全目標								
廃棄物等	「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」								

【変更箇所】

技術審議会委員からの意見を受け、保全目標の文章を変更しました。

指令環政第541号

株式会社シタラ興産

令和5年1月16日付けで申請のあった(仮称)株式会社シタラ興産 レガリア  
一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書記載事項変更に係る手続  
等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例(平成6年条例第61号)  
第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の  
全部を行わないことを承認します。

令和5年1月18日

埼玉県知事 大野 元 裕





## 第 1 章

### 事業者の名称及び住所



## 第 1 章 事業者の名称及び住所

### 1-1 事業者の名称及び代表者の氏名

名 称：株式会社シタラ興産

代表者：代表取締役 設楽 竜也

### 1-2 主たる事務所の住所

所在地：埼玉県深谷市折之口 1788-1



## 第2章

### 対象事業の概要



## 第2章 対象事業の概要

### 2-1 対象事業の名称、種類及び目的

#### 2-1-1 対象事業の名称

名 称：(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業

#### 2-1-2 対象事業の種類

種 類：廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

#### 2-1-3 対象事業の目的

当社では、廃棄物の破碎・選別・RPF（固形燃料）・コンポストなど再生利用を図っている。近年、廃棄物を取り巻く環境の変化により最終処分場の確保、廃プラスチック類の処理が大きな課題となっている。

そのため、当社では焼却による最終処分量の大幅な減少が可能な焼却施設の整備を、既存施設がある深谷市内の工業団地内に計画したものである。

焼却前にも選別を行い再生利用が可能なものを取り除くが、焼却後も再生利用をできる限り行うとともに、焼却により発生した熱を利用し発電も行う施設を整備する。

### 2-2 対象事業の概要

#### 2-2-1 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置を図 2-2-1 及び図 2-2-2 に示す。敷地面積は約 7,167m<sup>2</sup> となる。

対象事業実施住所：埼玉県深谷市上野台字松原 1450-15、1450-16、1450-17

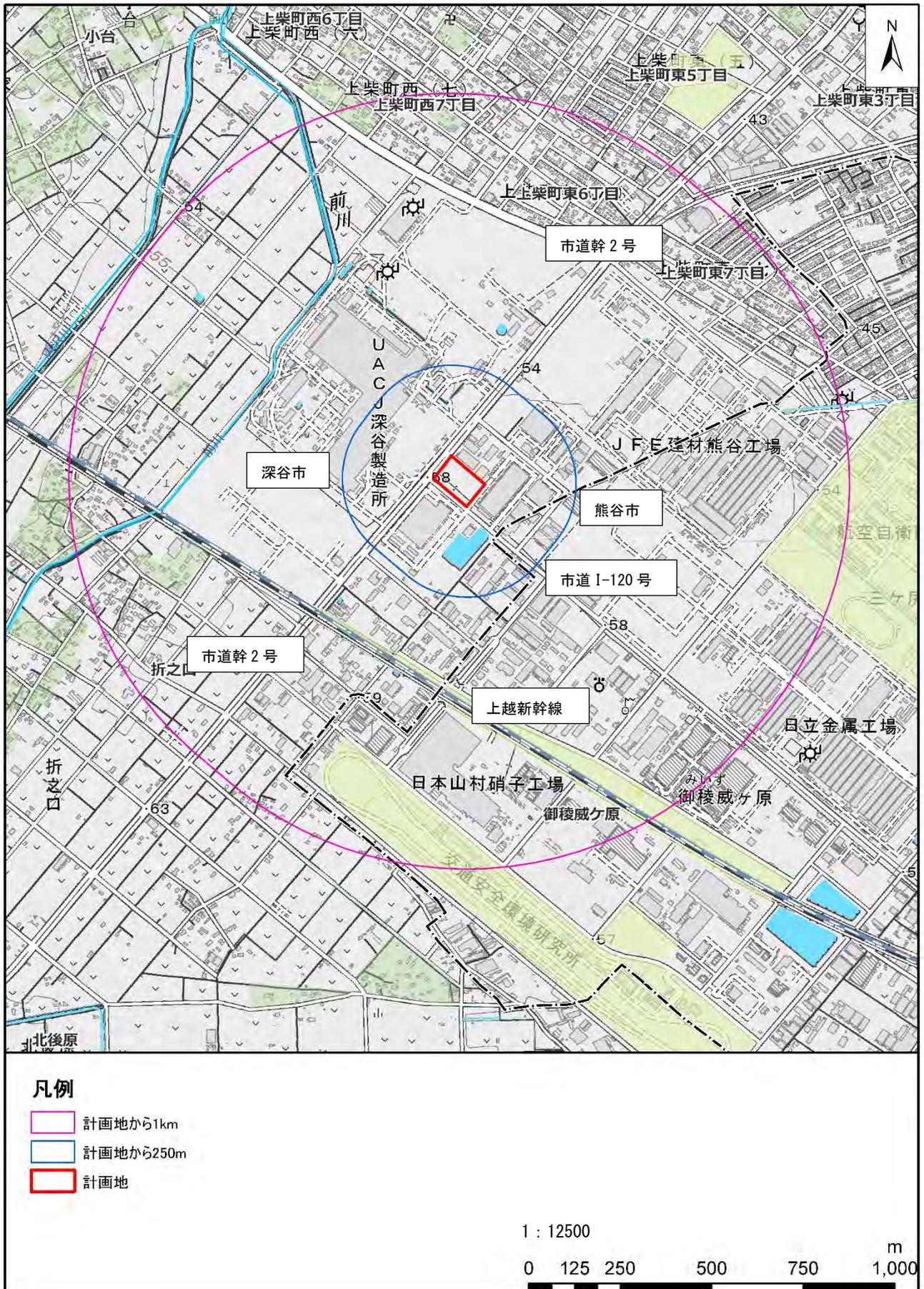


図 2-2-1 対象事業実施区域位置図



凡例

対象事業実施区域

--- 市区町村界

資料：国土交通省ホームページ  
(2009年撮影)

1:8,000

0 50 100 200 300 400  
m



図 2-2-2 対象事業実施区域位置図 (航空写真)

## 2-2-2 対象事業の計画

### 1. 焼却施設

焼却施設の概要を表 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 焼却施設の概要

項目	内容	
処理方式	流動床方式	
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、感染性廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、がれき類、燃え殻（予定）	
処理能力	230t/日	
排ガス量	湿り排ガス量	94, 206m <sup>3</sup> N/h
	乾き排ガス量	73, 174m <sup>3</sup> N/h
排気筒高さ	41. 5m	
発電量	3, 200kW	
稼働時間	24 時間連続運転	
年間稼働日数	330 日間	

### 2. 破碎施設

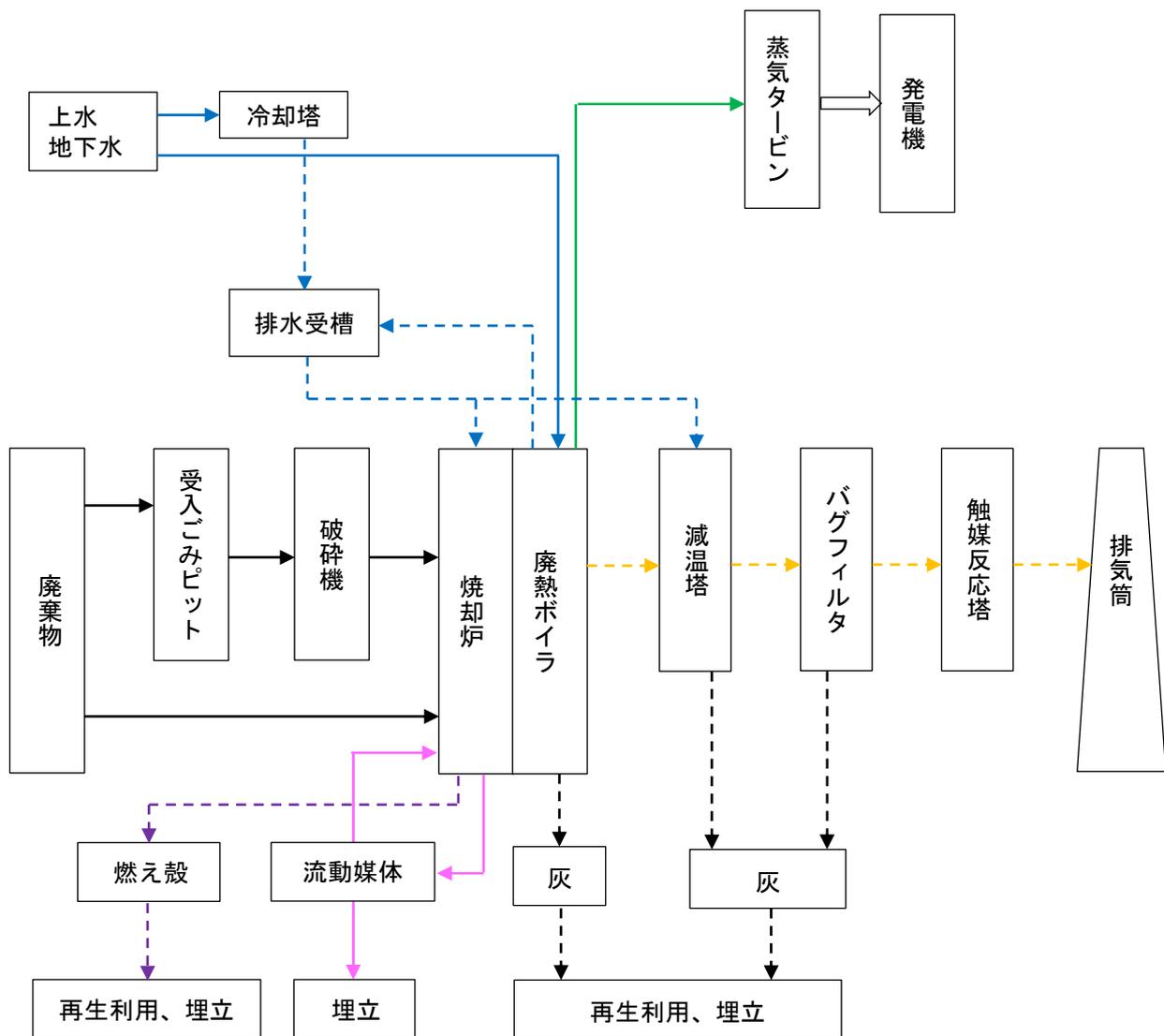
破碎施設の概要を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-2 破碎施設の概要

項目	内容	
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（予定）	
処理能力	4, 711. 68t/日	
稼働時間	24 時間連続運転	
年間稼働日数	340 日間	

### 3. 処理フロー

対象事業のフローを図 2-2-3 に示す。なお、フローは現在のものであり、今後、関係する法令の協議や環境影響評価の結果により変更する可能性がある。



- 凡例
- ▶ 廃棄物の流れ
  - - -▶ 灰の流れ
  - - -▶ 排ガスの流れ
  - ▶ 熱の流れ
  - ▶ 水の流れ
  - - -▶ 排水の流れ
  - ▶ 流動媒体の流れ
  - - -▶ 燃え殻の流れ

図 2-2-3 処理フロー

### 2-2-3 対象事業の実施期間

本事業に係る施設供用までの全体工程を表 2-2-3 に示す。

環境影響評価の手続きを令和 5 年まで、その後施設建設を行い、令和 8 年後半での供用開始を予定している。

表 2-2-3 対象事業の実施工程

		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
環境影響評価 (評価書までの手続き)					→			
工事	既存建物解体				→			
	土工事					→		
	建築工事					→	→	→
	プラント工事					→	→	→
施設供用								→

### 2-2-4 施設の配置

計画地内の施設配置を図 2-2-4 に、廃棄物受入棟の平面図を図 2-2-5(1)～図 2-2-5 (9) に示す。

計画地内の建物は廃棄物受入棟及び計量棟等とその他にプラントの配置を予定している。

なお、配置図は現在のものであり、今後、関係する法令の協議や環境影響評価の結果により変更する可能性がある。

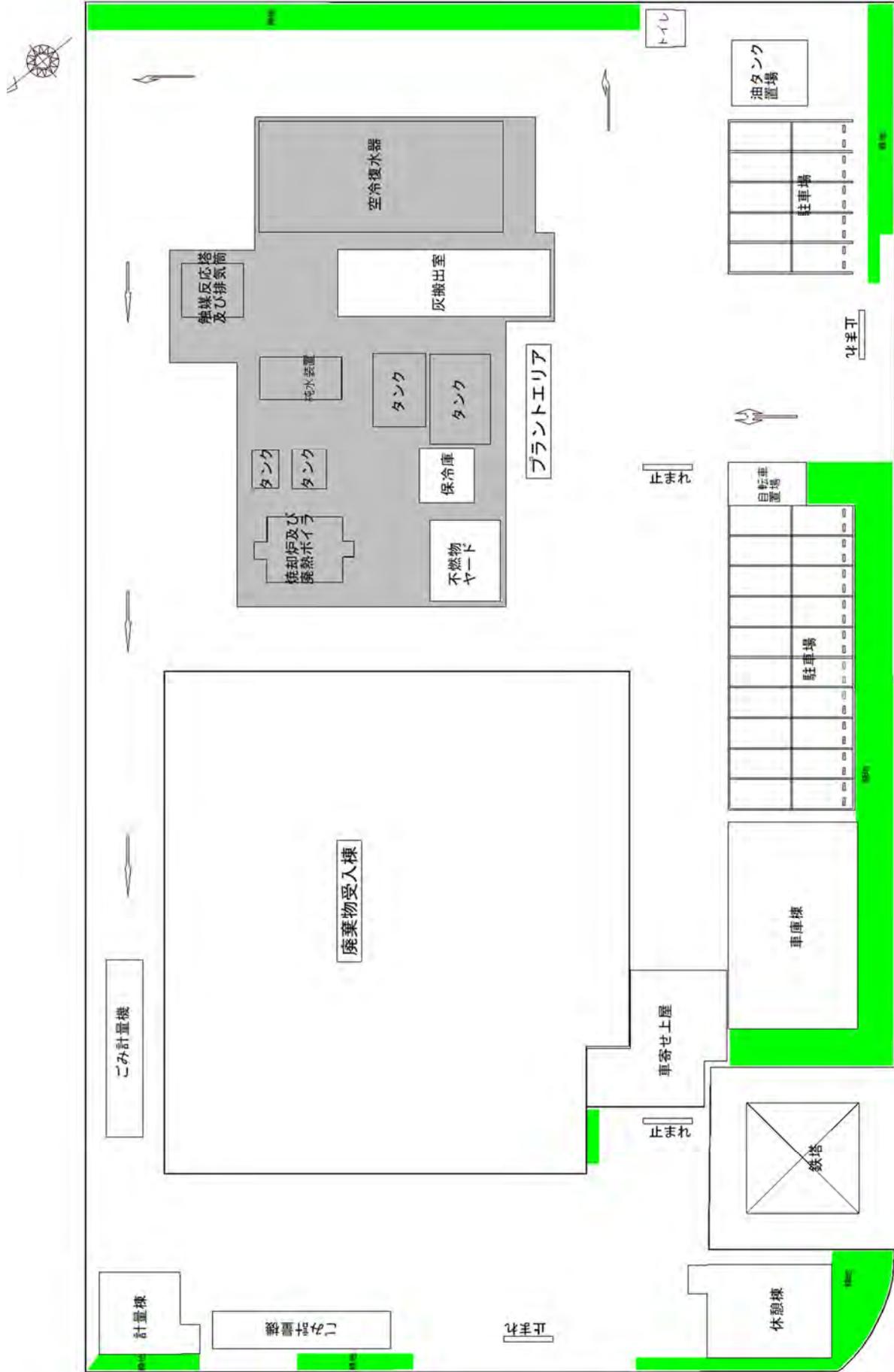


図 2-2-4 施設配置図

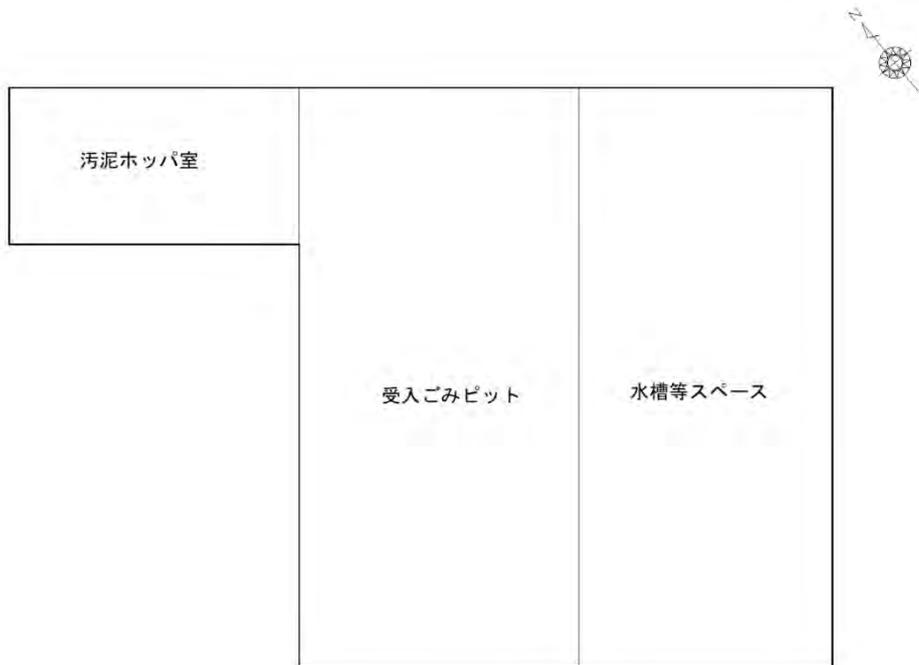


図 2-2-5(1) 廃棄物受入棟平面図（地下 1 階）

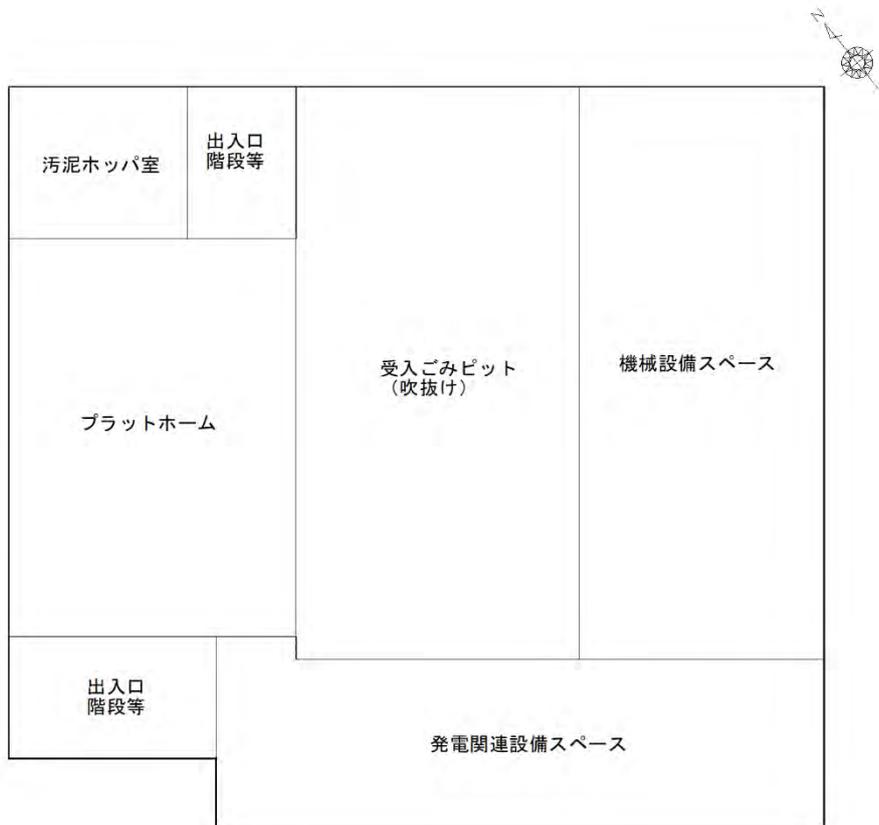


図 2-2-5(2) 廃棄物受入棟平面図（1 階）

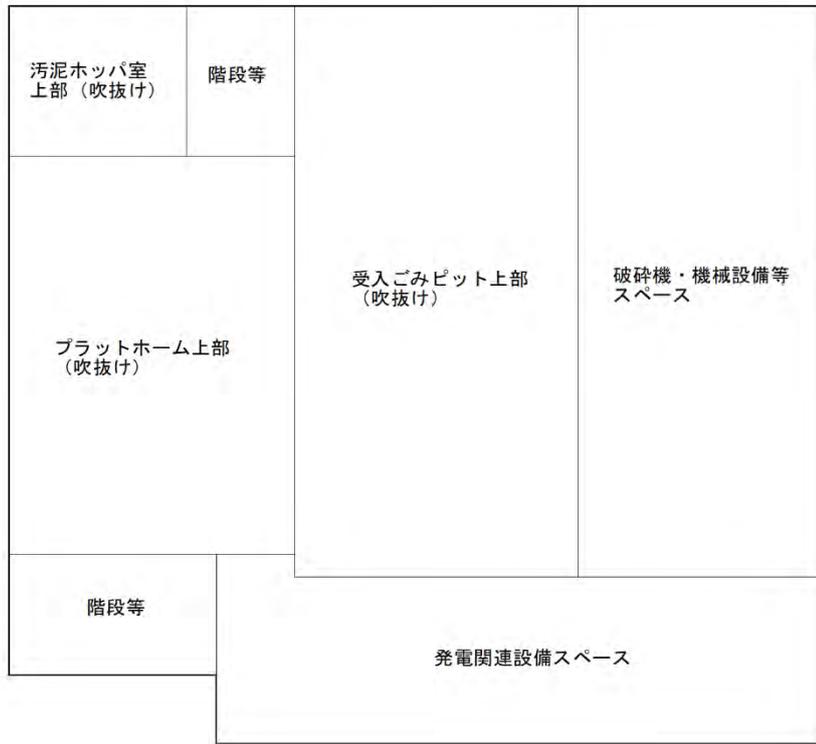


図 2-2-5(3) 廃棄物受入棟平面図 (2 階)

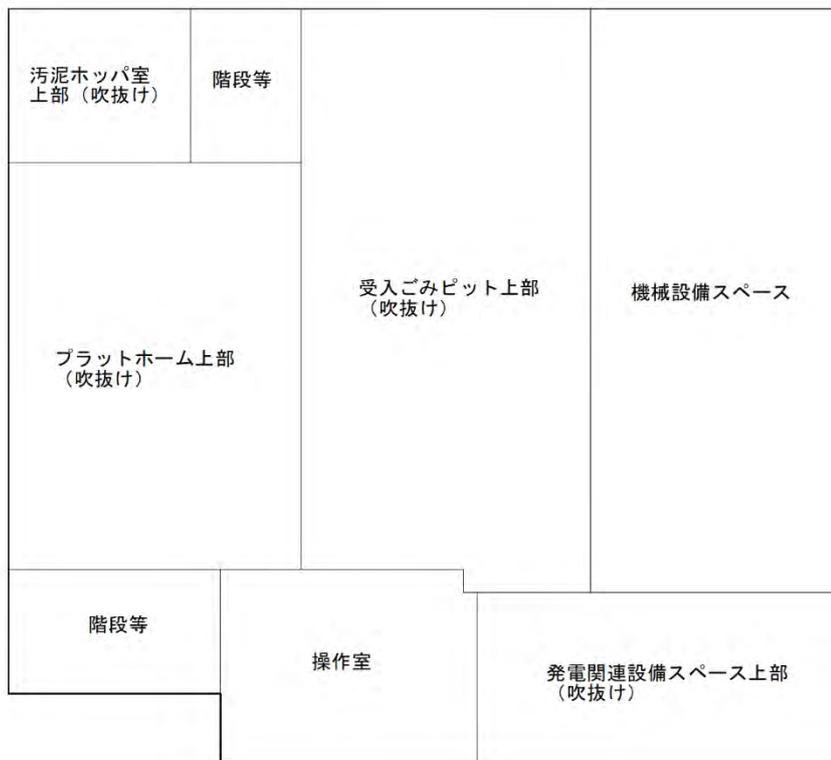


図 2-2-5(4) 廃棄物受入棟平面図 (3 階)

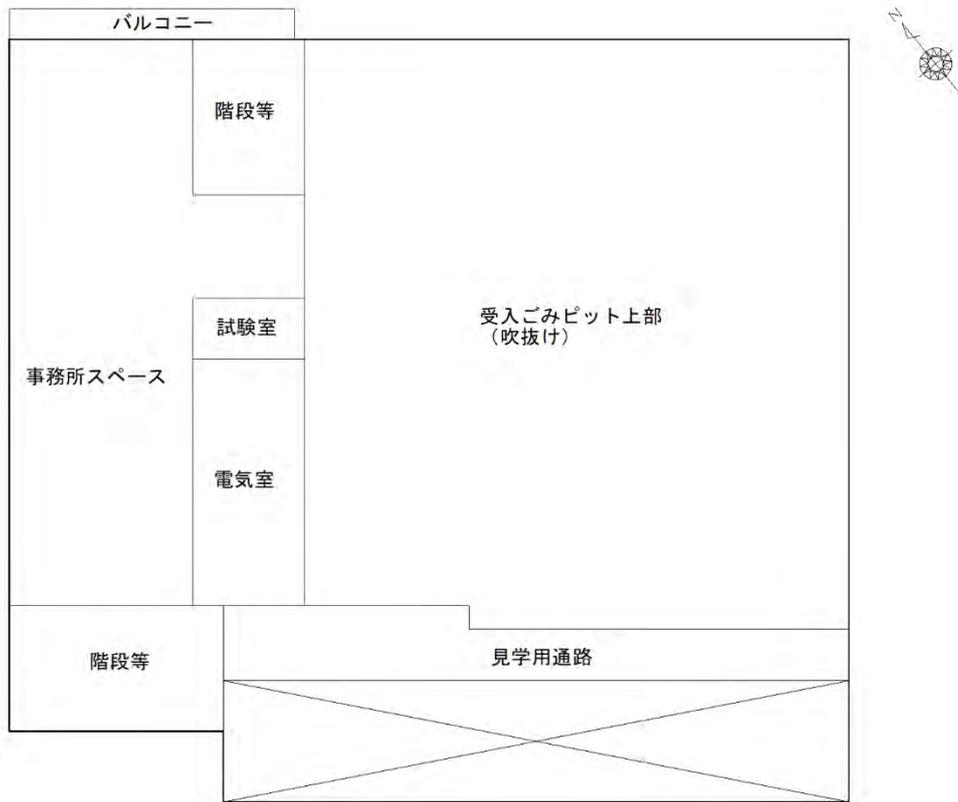


図 2-2-5(5) 廃棄物受入棟平面図 (4 階)



図 2-2-5(6) 廃棄物受入棟平面図 (5 階)

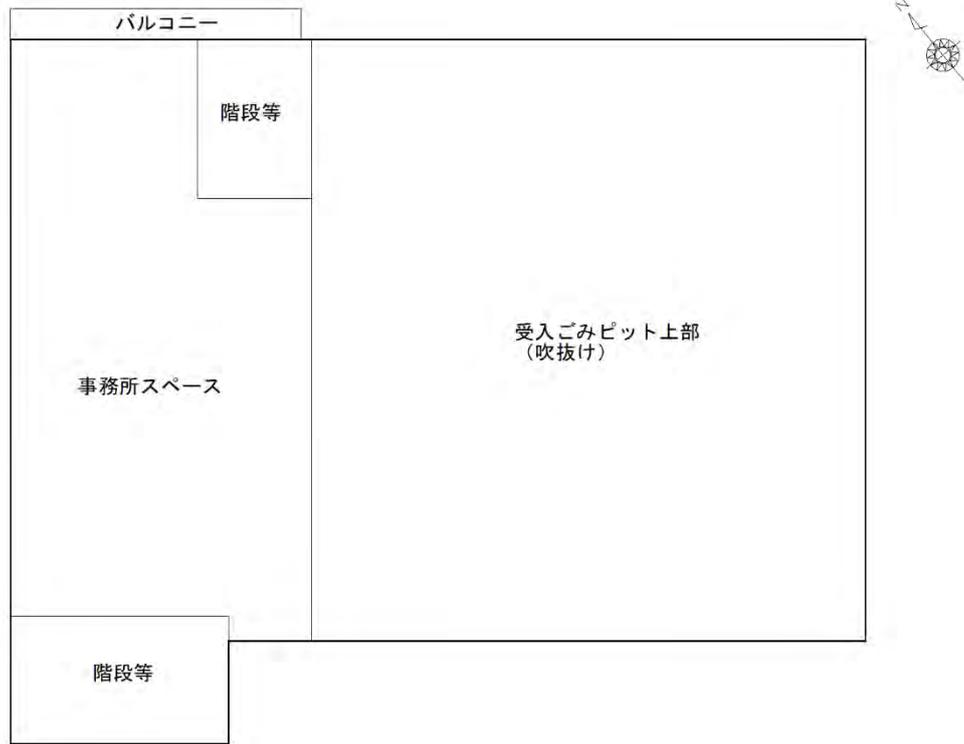


図 2-2-5(7) 廃棄物受入棟平面図 (6階)

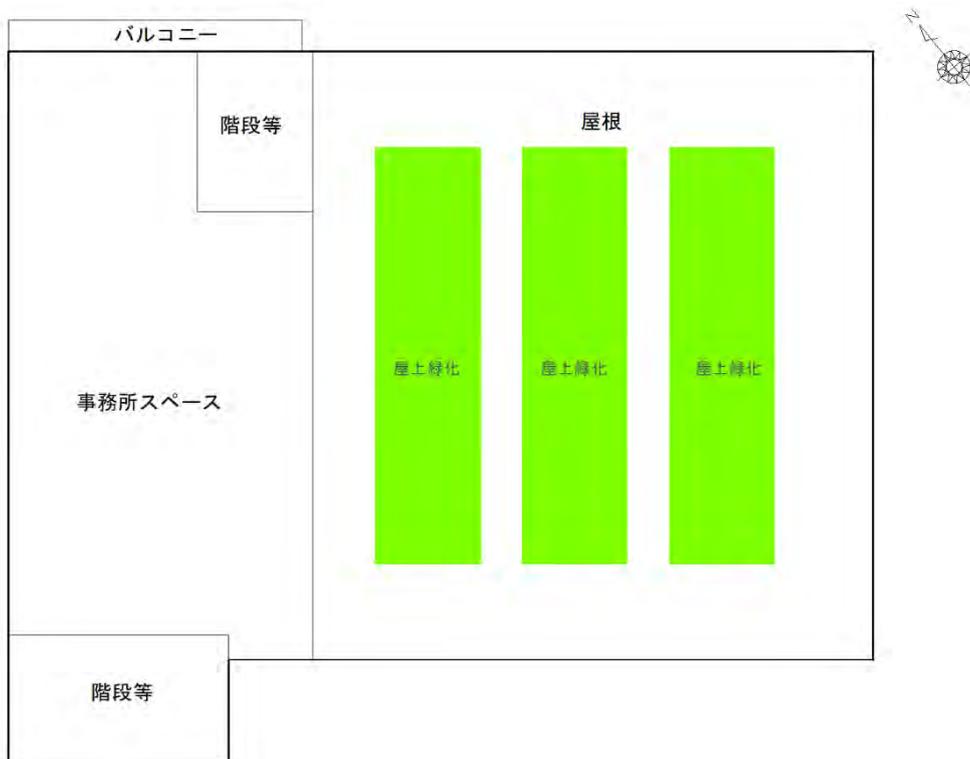


図 2-2-5(8) 廃棄物受入棟平面図 (7階)

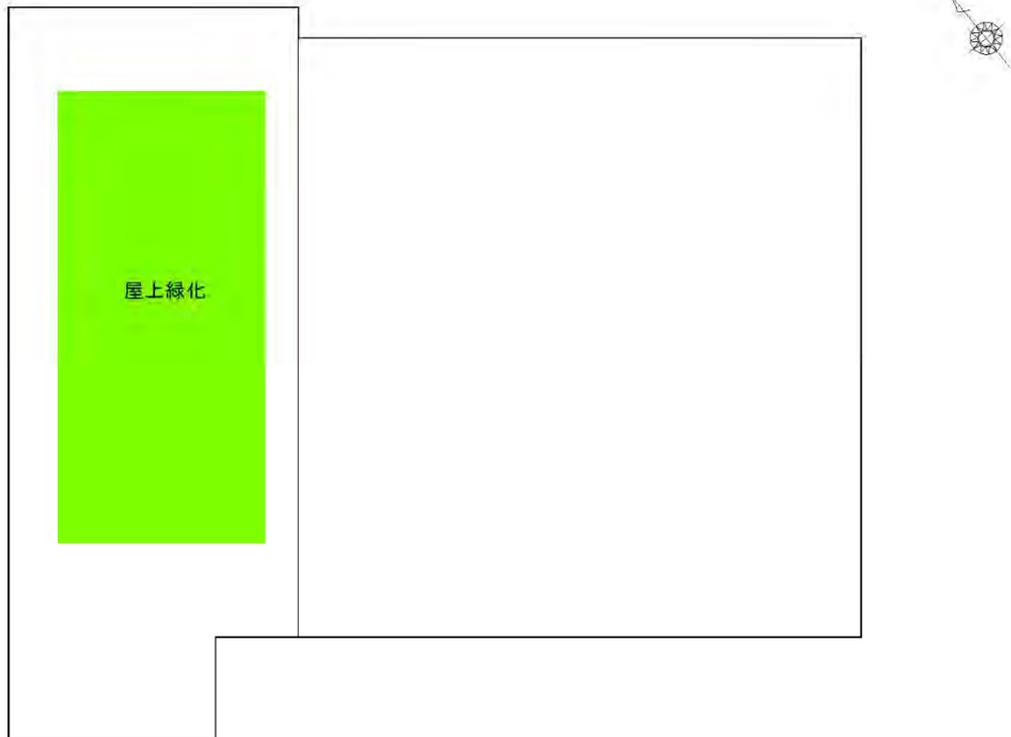


図 2-2-5(9) 廃棄物受入棟平面図 (R 階)

## 2-2-5 主要設備の概要

主要設備の概要を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 主要施設の概要

主要設備	名 称
受入供給設備	ごみ計量機、受入ごみピット、ごみクレーン、破碎機
燃焼設備	焼却炉、起動バーナ、再燃バーナ
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ、空冷復水器、脱気器、純水装置
排ガス処理設備	減温塔、バグフィルタ、触媒反応塔、定量切出装置
余熱利用設備（発電設備）	蒸気タービン、発電機
通風設備	ファン、排気筒
灰処理設備	集合灰加湿機、重金属固定剤注入設備、コンベヤ
給水設備	冷却塔、ポンプ、タンク
排水処理設備	水槽、ポンプ

## 2-2-6 焼却物の組成

焼却物の組成を表 2-2-5 に示す。

表 2-2-5 焼却物の組成

対象廃棄物	焼却量 (t/日)	焼却割合 (%)	対象廃棄物	焼却量 (t/日)	焼却割合 (%)
紙くず	20.0	8.70	感染性廃棄物	2.0	0.87
木くず	20.0	8.70	廃油	3.9	1.70
廃プラスチック類	80.0	34.78	廃酸	6.4	2.78
繊維くず	20.0	8.70	廃アルカリ	6.4	2.78
動植物残渣	35.0	15.22	廃油（特管物）	0.1	0.04
ゴムくず	0.2	0.09	廃酸（特管物）	0.1	0.04
金属くず	2.0	0.87	廃アルカリ（特管物）	0.1	0.04
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.0	0.87	がれき類	1.0	0.43
			燃え殻	0.8	0.35
汚泥	30.0	13.04	合 計	230.0	100

## 2-2-7 焼却残さの処理・処分

廃棄物の焼却に伴い発生する灰は、全量をばいじん（飛灰）として捕集し、可能な限り造粒固化等を行う再生業者で再生利用するが、埋立による最終処分も行う。

燃え殻は、可能な限り造粒固化等を行う再生業者で再生利用するが、埋立による最終処分も行う。

流動媒体は、埋立による最終処分を行う。

## 2-2-8 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画

### 1. 排ガス処理計画

廃棄物の焼却に伴い発生する排気筒排ガスの排出濃度の計画と当該施設に係る規制基準等を表 2-2-6 に、排ガス処理設備の計画を表 2-2-7 に示す。

表 2-2-6 排ガスの諸元

項目		単位	諸元	規制基準等
排気筒	高さ	(m)	41.5	—
	筒頂口径	(m)	1.5	—
排ガス量	湿り排ガス量	(m <sup>3</sup> N/h)	94,206	—
	乾き排ガス量	(m <sup>3</sup> N/h)	73,174	—
排ガス温度		(°C)	179	—
排ガス吐出速度		(m/s)	24.5	—
排出濃度*	硫黄酸化物	(ppm)	164	923 (K 値 17.5)
	窒素酸化物	(ppm)	165	180
	ばいじん	(g/m <sup>3</sup> N)	0.04	0.04
	塩化水素	(mg/m <sup>3</sup> N)	91	200
	ダイオキシン類	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1	0.1
	水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	30	30

※ 排出濃度は酸素濃度 12%換算値

表 2-2-7 排ガス処理設備の概要

処理対象物質	処理設備
ばいじん	バグフィルタ
硫黄酸化物、塩化水素	消石灰吹込（乾式法）、バグフィルタ
窒素酸化物	尿素水噴霧
ダイオキシン類	活性炭吹込（乾式法）、バグフィルタ、触媒反応塔
水銀	活性炭吹込（乾式法）、バグフィルタ

### 2. 大気汚染防止計画

施設供用時の大気汚染防止計画を以下に示す。

- 排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。
- 排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排ガス中の大気汚染物質の低減を図る。
- 焼却する廃棄物の組成の均一化を図り、安定した燃焼を行う。
- 燃焼温度、ガス滞留時間等、安定燃焼を確保し適正な運転管理を行う。

## 2-2-9 給水計画・排水計画及び水質汚濁防止計画

### 1. 給水計画

プラントでは主に焼却炉及び減温塔で水を使用するため、最大で約 300t/日の地下水を揚水し使用するが、緊急用として上水道の使用も計画している。

地下水は、計画地内に設置する井戸より採取する。井戸の設置予定位置を図 2-2-7 に示す。施設供用時の地下水使用量抑制計画を以下に示す。

- 施設等で使用する水は、可能な限り再利用し地下水揚水量の抑制に努める。
- 地下水の使用量を把握するため、採取量を記録する。
- 計画地内での雨水の地下浸透を図る。

### 2. 排水計画

施設の稼働に伴い発生する排水は、冷却水、ボイラ水、純水装置廃液、受入ごみピット汚水、プラントホーム洗車・清掃排水と施設メンテナンス時の排水がある。これらの排水は配管等で炉内用及び減温塔用排水受槽もしくは非常用水槽に集水し、施設稼働時は焼却炉及び減温塔に噴霧し、施設停止時は水槽に一時貯留し、施設稼働時に焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。

プラントエリアへの初期雨水(3mm 3m<sup>3</sup>分)は油水分離槽を経由し非常用水槽に集水し、焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。プラントエリア内で3mmを超える雨水はプラントエリア油水分離槽を経由し計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。

各タンク・非常用発電機防油堤内雨水はタンクエリア油水分離槽を経由し計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。

その他雨水は敷地内側溝を経由し計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。

生活排水は、合併処理浄化槽で処理し、工業団地内の市道幹2号側にある排水管へ排水する。

給排水のフローを図 2-2-6 に、雨水浸透槽の位置及び生活排水排水口を図 2-2-7 に示す。

### 3. 水質汚濁防止計画

施設供用時の水質汚濁防止計画を以下に示す。

- プラントからの排水と雨水及び生活排水の集水等の設備は系統別に配管し、種類の異なる排水を混合させない。
- プラントからの排水、プラントエリアの初期雨水と施設メンテナンス時の排水は、焼却炉及び減温塔で噴霧水として使用し計画地外には排水しない。
- 施設停止時のプラント排水は水槽に貯留し、施設稼働時に焼却炉及び減温塔で噴霧水として使用する。
- 廃油タンク等油タンクには防油堤を設置し、周辺への流出を防止する。
- 生活排水を処理する合併処理浄化槽は、適切な維持管理を行う。
- 初期雨水以外の雨水は、油水分離後に雨水浸透槽で地下浸透するが、雨水浸透槽及び集水管等は清掃等の適切な維持管理を行う。

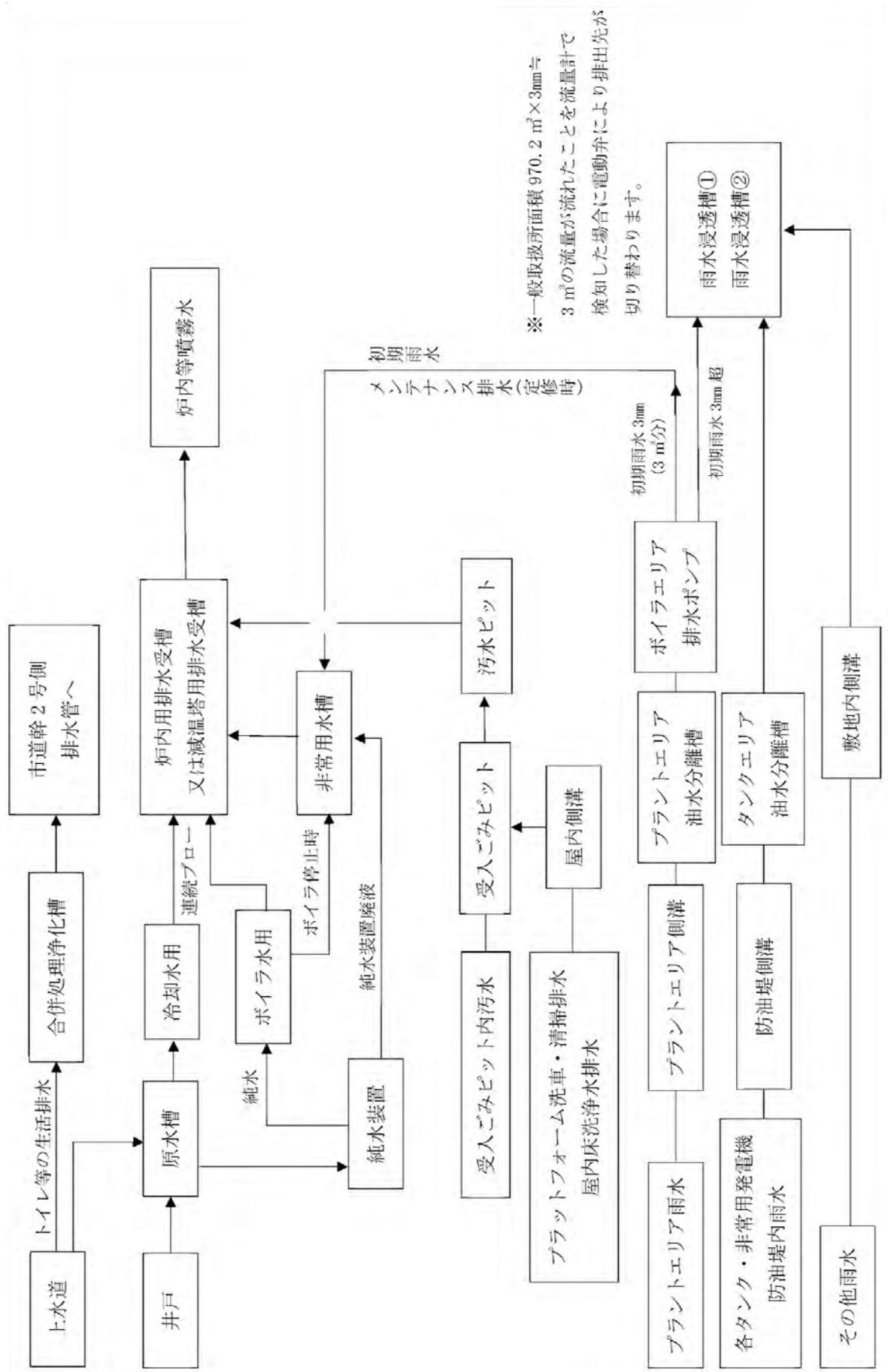


図 2-2-6 給排水のフロー



#### 2-2-10 騒音・低周波音、振動防止計画

施設供用時の騒音・低周波音、振動防止計画を以下に示す。

- 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型及び低振動型の機種を選択する。
- 騒音を発生させる機器は、可能な限り屋内設置とし、屋外設置の機器については、必要に応じて、防音対策を行う。
- 振動を発生させる機器類は、振動の伝搬を防止するため、独立基礎、防振装置等を検討する。
- 各設備は、定期的な点検を実施し、適切な運転ができるよう維持管理を徹底する。
- 計画地外への騒音を抑制するため、敷地境界に遮音壁や緑地帯を設置する。

#### 2-2-11 悪臭防止計画

施設供用時の悪臭防止計画を以下に示す。

- 受入ごみピット及び汚泥ホッパ室内は密閉構造とし、ピット内等の空気を燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏洩を防止する。
- 施設停止時には脱臭装置を稼働させ、悪臭の漏洩を防止する。
- 燃焼温度、ガス滞留時間等、安定燃焼を確保し適正な運転管理を行う。
- プラットホームや敷地内は定期的に清掃を行う。

#### 2-2-12 温室効果ガス発生抑制計画

施設供用時の温室効果ガス発生抑制計画を以下に示す。

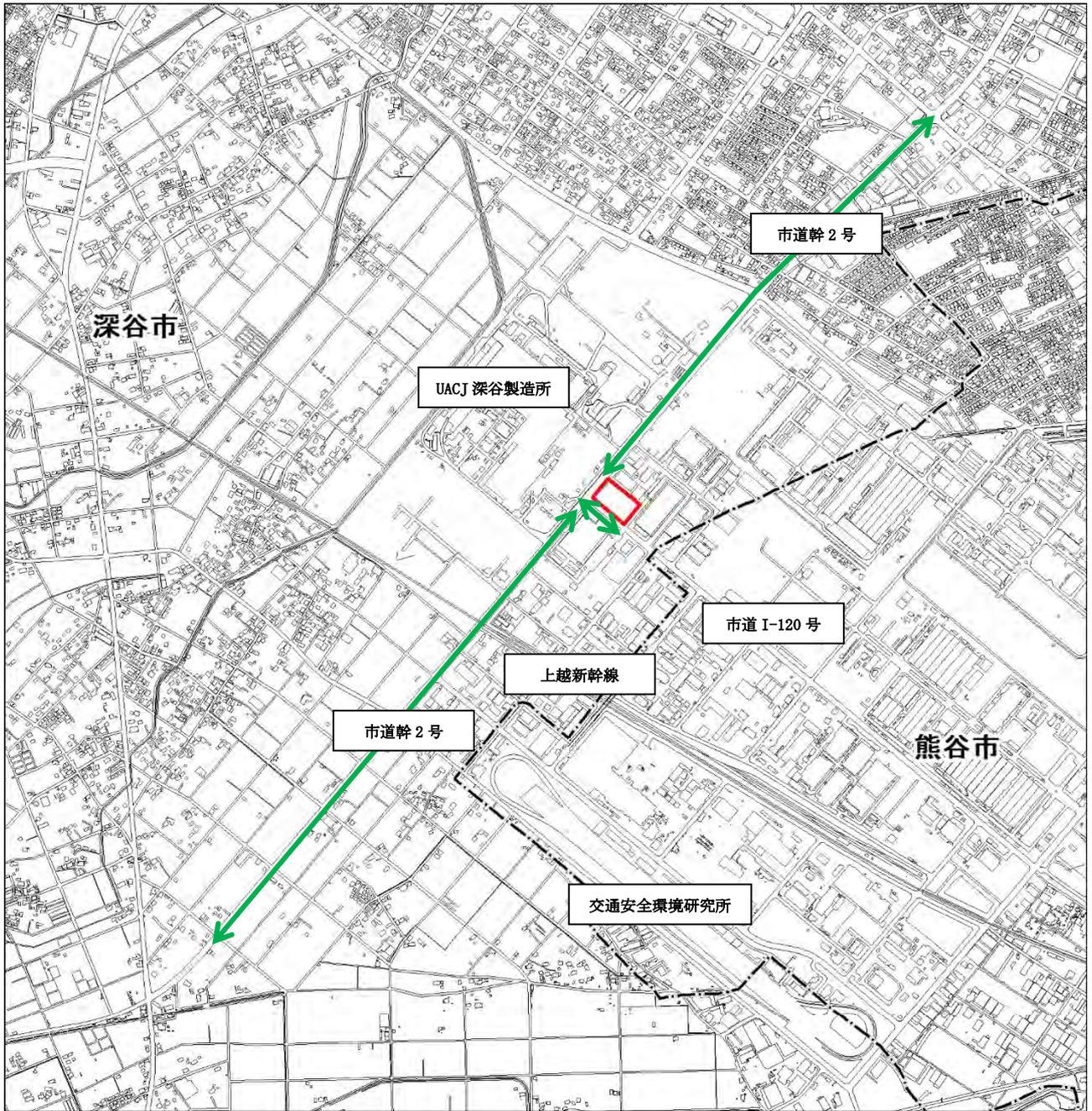
- 廃棄物焼却の熱を利用し、高効率の発電を行う。発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する。
- 施設には省エネルギー機器の導入を図る。

#### 2-2-13 車両運行計画

廃棄物運搬車両の走行ルートを図 2-2-8 に示す。

施設供用時の車両運行計画を以下に示す。

- 車両運転手に対し、不必要な空ぶかしの抑制、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう指導する。
- 低排出ガス型や低騒音型車両の導入に努める。
- 廃棄物運搬車両は、点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど適正な走行に努める。
- 廃棄物運搬車両が集中しないよう計画的な搬入に努める。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

↔ : 資材運搬等の車両及び  
廃棄物運搬車両等の主要なルート

1:15,000

0 100 200 400 600 800 m



図 2-2-8 廃棄物運搬車両の走行ルート

## 2-3 工事の概要

### 2-3-1 工事工程

工事工程を表 2-3-1 に示す。工事は既存建物の解体を含め、令和 5 年から令和 8 年にかけて実施する計画である。

表 2-3-1 工事工程

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
設計・申請許可	→			
既存建物解体工事	→			
土木建築工事		→	→	→
プラント工事		→	→	→
施設供用				→

## 2-3-2 工事用車両の走行ルート

工事用の資材運搬及び工事車両の主要な走行ルートは、図 2-2-8 (P2-19 参照) に示す廃棄物運搬車両走行ルートと同じとする。

## 2-3-3 工事中の環境保全計画

### 1. 建設機械

- 建設機械の稼働が集中しないよう工事計画を検討する。
- 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機種を使用する。
- 建設機械の点検、整備を適切に行い、性能の維持に努める。
- 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
- 建設機械の稼働は、原則として日曜日を行わず、午前 8 時から午後 5 時までとする。
- 敷地境界には仮囲いを設け、粉じんの飛散防止、騒音の抑制を図る。
- 必要に応じ散水を行い、粉じんの飛散防止を図る。

### 2. 資材等運搬車両

- 資材等運搬車両が集中しないよう工事計画を検討する。
- 資材等運搬車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。
- 資材等運搬車両は、点検、整備を適切に行う。
- 資材等運搬車両の過積載防止を徹底する。
- 資材等運搬車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までとする。
- 資材等運搬車両の不必要な空ぶかしの抑制、アイドリングストップに努める。
- 資材等運搬車両のタイヤに付着した土等の飛散を防止するため、工事車両出入口付近に水洗いの設備を設ける。
- 土砂等の運搬車両は、荷台からの土砂等の飛散を防止するためシートを掛ける。

### 3. その他

- 工事中の降雨により発生する濁水は、計画地内に仮設の油水分離槽と雨水浸透槽を設置し地下浸透する。また、降雨により大量の雨水が発生した場合は、油水分離後に工業団地内の既設の雨水排水管に排水する。
- 工法などを検討し、騒音振動を抑制する。
- 掘削等により発生した土砂等は、シートなどで覆い土砂の流出、飛散を防止する。
- 工事中に発生した廃棄物等は、関係法令等を遵守し適正処理を図る。また、分別を徹底し減量化、資源化に努める。
- 再生資材、再利用資材の活用に努める。
- 計画地内で切土と盛土のバランスを図り、残土の発生を抑制する。